

第三十四回国会
衆議院
法務委員会議録

第二十二号

昭和三十三年四月十五日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 瀬戸山三男君

理事 鈴木 良作君 理事 小島 徹三君

理事 小林 錦君 理事 田中伊三三君

理事 福井 盛太郎君 理事 堀地養之輔君

理事 坂本 泰良君 理事 大野 幸一君

綾部健太郎君 池田 清志君

一萬田尚登君 久野 忠治君

高橋 順一君 竹山祐太郎君

濱田 正信君 柳谷清三郎君

阿部 五郎君 井伊 誠一君

猪俣 浩三君 三宅 正一君

大賀 大八君 小澤 貞孝君

志賀 義雄君

出席國務大臣

法務大臣 井野 碩哉君

出席府委員

總理府事務官 藤井 貞夫君

(自治庁行政局 長)

(刑事局長) 事 竹内 壽平君

(法務事務官) 鈴木 才藏君

(人権擁護局長)

委員外の出席者

總理府事務官 (公正取引委員 会事務局審査部 長)

竹中喜滿太君

検事 (刑事局参事官) 高橋 勝好君

(農林事務官) 庄野五一郎君

(農地局管理部長)

専門員 小本 貞一君

四月十五日

委員世耕弘一君、中村梅吉君、吉田

茂君及び伊藤卯四郎君辭任につき、

その補欠として久野忠治君、池田清

志君、柳谷清三郎君及び大賀大八君

が議長の名で委員に選任された。

同日

委員池田清志君、久野忠治君、柳谷

清三郎君及び大賀大八君辭任につ

き、その補欠として中村梅吉君、世

耕弘一君、吉田茂君及び伊藤卯四郎

君が議長の名で委員に選任され

た。

四月十四日

鉄道公安職員の職務に関する法律を

廃止する法律案(猪俣浩三君外十三

名提出、衆法第三〇号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

刑法の一部を改正する法律案(内閣

提出第八〇号)

法務行政及び人権擁護に関する件

○瀬戸山委員長 これより會議を開き

ます。

刑法の一部を改正する法律案を議題

といたします。

質疑を継続いたします。質疑の通告

がありますので、これを許します。坂

本泰良君。

○坂本委員 最初に不動産侵害罪の点

ですが、「他人ノ不動産ヲ侵害シタル

者ハ」ということについては、前田参

考人も申しておりますように、他人

の土地に立ち入るといふ行為と區別が

ない、従つて不法占拠の實體の点につ

いてはつきりしないじゃないか、こう

いうような意見があったわけでありま

す。われわれもその点がまだ疑問なも

のですから、その点についての政府の

見解を一つお聞きしておきたい。

○竹内府委員 前田教授のお考えは、私も理解いたしておりますところとやや異なるが、独自の見解をお持ちのようでございまして、先般ここで参考人としてお述べになりましたことや、「法律時報」の昨年十月の三十一卷十一号に見解を述べられましたし、さらに「警察研究」三十卷十二号、これは昨年の十二月に発行されておる雑誌でございますが、これらの論文等を総合してみますと、前田教授の不動産侵害罪に関する見解は、三つに分類して考へておられます。その一つは境界侵略罪、その二つは地役物取除、その三つは不法占拠罪、この三つのものについて考へ方でございますけれども、前の境界侵略罪、地役物取除といふ二つは、所有の領得、つまり所有の意思による不動産の略奪的支配を内容とするものであつて、民事訴訟法上の所有権確認の訴えに該当する事犯である。これに對しまして第三の不法占拠罪は、占有の領得、すなわち占有意思による不動産の使用的支配を内容とするものでありまして、民事訴訟の方からいいますと、原状回復の訴えに属する事犯である、こういうふうに規定しておられるのでございまして。

それで、問題は不法占拠罪でございますが、不法占拠といふのは、不法な継続的使用を行為の態様とする盗犯である。不法占拠は所有の僭称ではなく、そのゆゑに不法占拠は即時犯ではなく、継続犯でなければならぬ、こういう意見を述べておられます、いずれも盗犯なんでありまして、不法占拠については今のような見解を出しておられます。それから、不法占拠を領得の意思を持つてするものに限っているようでございまして、この辺がちょっと、私も一般に理解いたしておりますものと異なる独自の見解のようでございまして、この不法占拠といふ中に不法領得の意思を含めておるのでございまして、これは一般の學者も疑問にしておるところでございまして、私も不法占拠といふだけでは不法領得の意思を含めて理解することは困難であるように考へておるのでございまして。こういうところからいまして、不法占拠罪についての見解が、前田教授の考へと、私がこの議場である申し上げておきますところとは相反するような結果に相なつておるわけでございまして。

○坂本委員 そこで、そういう政府の答弁によりますと、前田教授も言うておる被害法益、これがはつきりしないじゃないか。従つてはつきりしないから、類推解釈の余地がある。それで、この政府原案の通りの法案ができるとすれば、被害法益がはつきりしない、従つて類推解釈の余地が与えられて、非常に法の適用について遺憾の点が生ずるのじゃないか。従つて、そういう点から推していきまると、労働運動のすわり込みとか、多少違ひますが生産管理のような場合に、この法律を乱用されるおそれはないか、こういう心配があるわけです。その点についての見解を伺つておきます。

○竹内府委員 前田教授は、先ほど申したような立場からいたしまして、あるいは不法侵入罪、住居侵入罪あるいは毀棄罪との區別がはつきりしないといふことを言われるのでございまして、政府の見解といたしましては、この立場とは異なりまして、継続犯といはしますことはかえつて被害法益がはつきりしない、つまり逆に申しますと保護しようとする法益がはつきりしない、こういうことになるわけで、これをもう少し具体的に申すならば、政府の見解に従いますと、これは窃盜的な行為でございまして、むろん即時犯といふことになるのでございまして、不法占拠罪にいたしますと何を保護法益としておられるのか、一般の考へ方によれば、不法占拠といふ場合には、占拠されております不動産の平穩なる状態を保護しようとする場合になると思ふのでございまして、窃盜罪といふ、窃盜と同じ性質の犯罪であるといふことにいたしますれば、その保護しようとする法益は財産権であるといふことがはつきりするわけでございまして。それから、不法占拠を継続犯と私どもは考へますが、そつちいたします

と、むしろ、今の不法侵入との区別がつきにくい。これに反しまして窃盗的な罪質であるというふうに考えますと、不法侵入との区別はきわめて明瞭になるわけでございます。

それから、今お尋ねのすり込み等に適用があるかどうかという問題につきましては、不法占拠という形をとりましますと、ある時期まで相当な期間占拠しておりますれば不法占拠罪になるわけでございますから、すり込みのよう

な状態になりますと不法占拠というところになります。窃盗的な形では不法侵入という侵害の意思を持ってやるわけでございますから、すり込みの場合には不法侵入の意思はございせんから適用がない。そういう点も明確になるという考えで、私どもは、侵害行為、つまり窃盗的な構成要件を内容とした類型にいたしたわけでございます。その点は前田教授と見解が反対でございますが、私どもは私どもなりにそういう点を明確にし得たものと考えておる次第でございます。

○坂本委員 今の問題は、結局、今度の改正案の二百三十五条の二をすなおに見れば、被害法益が住居の平穩を害する行為というふうに誤解されやすいものだから、そういう問題が出てくると思ひます。ところが、窃盗罪の次にあるから、やはり財産犯として領得の意思が必要だということになれば今の御答弁のようになります。それで、私はそれをほつきりするため、領得の意思が必要だという点を明文に入れた方がいいんじゃないか、こういうような考えを持って、おります

が、二百三十五条の窃取というのは領得の意思のようにも考えられますが、それと並んでおるから非常に疑問ではありますけれども、答弁を信頼せざるを得ない、こういうふうに考えられるわけでありませう。

その次に境界毀損罪の問題ですが、これは結局この法案の必要性、それから所有者を保護するというような経過からこの条文ができたというふうに考へますと、土地の所有を結局横奪する行為が主だ、こういうふうに考へますと、結局不動産侵害罪の未遂の段階から、二百三十五条の二の未遂罪について罰しておるから、これは必要ないじゃないか、こういうふうに考へられ

るわけでありませうが、それを特に二百六十二条の二として、財産犯から別に持ていったという点について、われわれ非常に疑問を持つ。単に、米軍の基地の境界を動かしただけでもこの犯罪になりはしないか、こういう危険があるわけだ。従つて、やはり境界毀損罪も財産犯とすべきではないか。二百三十五条の二の未遂としていかなかつたならば、二百三十五条の三としてこの条文を、二百三十五条のいわけいか。そうしますと、米軍基地の単に境界を動かしたような場合について、この法律を乱用して犯罪人を作るといふ危険性がなくなるのじゃないか、こういうふうに考へられます。それで、本質上は財産犯とすべきじゃないかというふうに考へるのですが、その点はいかがですか。

○竹内政府委員 イタリア刑法の規定は、今坂本委員の仰せのような考え方が強く出ているのでございまして、前田教授もそこら辺を頭に置かれて、御自身の私案なるものを発表されておるようになつてございまして、今坂本委員の御提案のような御趣旨はそういう意味において十分理解できる点でございませうが、イタリア刑法と明らかに違つておりますのは、イタリア刑法の六百三十一條のウスルパチオーネという条文であります。これは不法領得の意思を持つてする侵害でございませうが、その侵害の中の、境界を移動し変更したような形の侵害のみをとつてお

のがこの二百六十二條の二の規定でございませう。従ひまして、境界を明確にしておかなければならぬという必要性を財産犯の方に入れますと、そしてあたかも未遂もそれで含まれて、イタリア刑法のような立場をとりませうことは、現状に即しませんし、日本の刑法の体系的地位から申しますと、これまた適當でないというふうに考へておるのでございませう。

○坂本委員 しかし境界を損壊して不明にしたらあるいは移動もしくは除去するといふことは、結局は所有権の侵害になるわけだ。所有権の侵害にならなければ、そういう境界標を動かしたりなんかする必要はない、境界標を動かすといふのは他人の土地を侵害するといふことになるわけだ。それ

でなかつたら、いなかで、境界を移動さしてやつたり、あるいは前田参考人が申したように道路の下をもぐつて、そしてそこで耕作の一部をやる、こういうようなのが問題である。そのほかは、住宅地においてもやはり境界を不明にするとか、移動するといふのは、やはり他人の土地を侵害して自分の土地を広くするといふのであるから、結局財産犯になるのじゃないか、こ

わなければならぬ。それを取り扱わずに、ただ境界標を不明にするといふのを処罰するのだ、そのための規定だといふことになれば、現在の米軍の基地の境界をとる、これは境界標をとるだけであつて、何も米軍の基地の中に家を建てたり、耕作をしたりするやうなことはないわけだ。だから財産犯とせずに、別に二百六十二條の二を設けたといふのは、そこに何か魂胆があるのじゃないか、こういうふうに考へ

て、これは大貫委員もずいぶん質問されたところですが、われわれも非常に疑問に思つておる。それで直接の例は米軍基地の境界標をなくした場合、そういうような場合にこの法律を持つていくために作つたのじゃないか、そういうおそれがある。その点について大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○井野國務大臣 この前大貫委員にお答え申し上げたのでございませうが、そういうような意図は少しもございませう。と申しますのは、この前、大貫委員が何かそこに隠れた意図があるのじゃないかと言われることは何があるか私にもわからなかつたくらいでございませう。そういう意図がかりにあつたとしても、びんと私にもすぐ頭に響くわけございませうが、全然そういう意図をもつてこの改正をしておりませうので、そういう点を意図して改正するのではないといふことは、はつきり申し上げられると思ひます。そこで今、それでは財産権の侵害だから、境界損壊の場合は財産権の法文の方に持つていったらいいじゃないか、こういう話でございませうけれども、刑事局長が答へおいたように、法益自体が違つたのでございませうから、別

の条文にこれをした、こうお答え申し上げていいと思います。

○坂本委員 大臣はとほけておられるのかもわからぬですが、そこで竹内局長にお聞きしたいのは、それでは財産犯以外の被害法益があるというふうに言われるならば、実際の適用の場合に、財産犯以外にどういふ場合に適用になるか、その点をお聞きしたい。

○竹内政府委員 前提をいたしまして、先ほど坂本委員が仰せになりましたが、境界損壊罪の場合の動機をいたしまして、土地を取り込もうといういふゆるる不法領得の意思を持って境界標を動かす場合も無効ではないと思ふが、境界標を動かすのにはその取り込もうという場合だけではないと思ふ思ふ思ふ。もしも不法領得の意思を持って、侵害しようという考えでもって、境界標を動かしたということになれば、それはまさしく未遂でございしますが、しかしながらその境界標を不明にしないければ二百六十二条の規定の適用はないわけでありまして、それは二百三十五条の二の未遂ということになるわけでございます。従って、動かしたほかに侵害してしまつたということがございしますれば、二百三十五条の二と二百六十二条の二の想像的競合になる場合もあるかと思ひますが、そういうふう

に二罪がここに考えられるということになる。従つて不法領得の意思を持たないで境界標を動かす場合があり得ると思ひます。この場合が二百六十二条の二の適用を受ける場合でございす。そういうことが私ども両者を区別しておるといふふうに考えておるのでございす。

それではその不法領得の意思以外の

場合で二百六十二条の二の適用を受ける場合はどういふ場合かという御質疑にお答えをすることになります。不法領得の意思のない場合で境界標だけを動かした、あるいは真実はそうであつたかもしれぬが、不法領得の意思はないというふうに否定されてしまつておる場合、しかも現実には不法領得をしておらないような場合には、この二百六十二条以外には適用の方法がないわけでございます。もつとも二百六十二条は不明にしたという結果が発生しなければなりませんから、ただ境界標を損壊したにとどまる場合で不明になつていない場合は、単なる器物毀棄罪になる、こういうことで、先般来そういう趣旨にお答え申し上げておるわけでございます。

○坂本委員 そこで、例をあげてもらいたいというのに例をあげられなかつたですが、やはり境界標を動かしたりなくしたりするのは、何かの意図がなければならぬのです。ただそれはコンクリートとかいとかだから、そのものを取つてもほかに何の利益はないわけなんです。やはりそれを動かす以上は、何かそこに他人の所有権を侵害するとか、あるいはそういうような場合がなければならぬから、結局二百六十二条の二は二百三十五条の二の未遂でやればよいし、それ以外の場合には、今おっしゃつたような器物毀棄とかそういう点でやりますから、何もわざわざこの二百六十二条の二を規定する必要はないと思ひます。その点いかがですか。

○竹内政府委員 それは先ほどもお答え申し上げましたように、そういう場合合もありますが、未遂にならない場合で、つまり不法領得の意思を持って境界標を動かしたという場合でない、境界標だけを不明にするという行為があるわけでございます。

○坂本委員 どういふ場合ですか。

○竹内政府委員 その例をいたしましては、いろいろ種類があると思ひますが、境界についていろいろ争がありまうために、勝手に境界標を抜いてしまふというふうなことがありまうれば、不法領得の意思はございせんけれども境界を不明にするという行為はあるわけですね。そういう場合には二百六十二条の二の適用を受ける。それから先ほどおあげになりました基地との境のものを損壊といひましても、境界そのものが全般的に見て不明になつていなければ、それは単なる器物毀棄なもので、二百六十二条の問題は起こらないと思ひます。これは昨日もその例をおあげになりましたのでお答えしたと思ひます。

○坂本委員 それだから、今おっしゃつたように、やはり境界の紛争の場合、抜いてしまふというものは、境界に紛争があるから、自分の方に利益を持つために相手方の土地を侵食する、こういうことになるから、結局は財産犯になつてくるわけですね。だから未遂で罰するなり器物毀棄で罰する。そうすると二百六十二条の二の被害法益は何ですか。

○竹内政府委員 二百六十二条の二の被害法益は、境界の明確性と申しますか、境界はつきりしておるということとを保護しようとする規定でございす。

○坂本委員 境界の明確性というのはだれの被害法益になるのですか。社会的に、つまり不法領得の意思を持って境界標を動かしたという場合でない、境界標だけを不明にするという行為があるわけでございます。

○竹内政府委員 だれが被害者かという点でございすが、これは、私どもは、単なる個人的被害とのみは考えていないので、境界が明確であるというこの利害関係は、単なる個人的な利害関係だけじゃなくて、きのう申し上げましたように、公益だとも断言はいたしかねるのでございすが、少なくとも公益的な性格を持ったものだといふふうに考えておるのでございす。しいてだれが被害者かといへば、お互いに、隣地の人もそうでございすが、ひとり隣地だけではなくて、その近隣の人も、場合によりましてはその境界が不明確になつて争ひが起つてくるというふうなことになるわけでありまして、やはり利害関係を持つておられます。その今利益々々とおっしゃいますが、財産的利害関係を持つておられることは私も理解できますけれども、すぐ所有権あるいは賃借権等になつて参りますところの財産的利

益といふふうには限定して参ります。やや狭いように私は考えております。○坂本委員 それじゃ財産的権利以外といつたら何もないじゃないですか。

境界を動かすのは、やはり境界のめどがあつて、自分の利益を有利にするためにやるよりほかには、だれも物好きでよその境界を云々しないと思ひます。それをしても、よその境界を云々するといつたら、これは器物毀棄でやればよいわけだから、そういうものを器物毀棄の犯罪より重いと重い五年以下の懲役に処するといふのは、いたずらに犯罪者を作るということになるわけですね。しかし二百六十二条に規定する以上は、やはりこれは刑法上の行き方としては個人的法益の侵害だろつと思ひます。それ以外に法益の侵害というならば、法務大臣は言われなかつたけれども、やはり今問題になつておる軍事基地反対の闘争が非常に盛んだが、あの広い所の山の中でもどこでもくいが打つてあつて、境界標が立つておられますが、そういうのを取つた場合にすぐそいつを五年以下の懲役の犯罪に該当するといふことでやつてしまつて、そうして正当な軍事基地反対の闘争を弾圧する、こういう以外はこの法律の持つていきやうがないと思ひます。境界標があるのは、やはり個人の所有権を明確にするためなんです。それをなくするならば、片一方が利益を受け片一方が侵害を受ける、だからこれは私はやはり個人の法益で財産権の侵害である、従つて財産犯である、こういうふう

に考え、それ以外に被害法益があつたならば、これは一つ明確に御答弁願ひたいと思ひます。

○竹内政府委員 器物毀棄及び器物そのものの効用を害するといふ点において、その器物そのものの保護をしようといふ規定であります。二百六十二

条の二は、境界線そのものの効用を害するといふ意味ではなくて、その境界線によつて明示されておる境界を不明にするといふ罪なのでございまして、坂本委員のおっしゃいますのとやや法益が違ふわけでありまして、のみならず、そういう例はないじやないかとおっしゃいますけれども、私どもの聞いておるところによりますと、実例といひまして、たとえば宅地の周囲に設置してあった木の柵を感情のもつれから取りこわしたとか、あるいはよく地方には見られるのでございましてけれども、多くは感情のもつれによりてございまして、そういうことから境界線を取つ払つてしまつた、わけのわからぬいふようにしてしまつたといふ事例が少なくないようであります。現状におきましては、そういう場合に境界線というやうなものが器物と見られるものでありますれば器物毀棄罪、これは親告罪でございまして、告訴があればそういうことで処理をしておるのでございまして、器物そのものを保護するといふのではなくて、その場合に一番大事なことは、そういうことによつて境界がわけがわからなくなつてしまふといふことを放任しておくことが適当でないといふので、この立法をしようとしておるわけでございます。

なお、財産罪の中に入れるといふお言葉等もございましたが、これは外国の立法例によりますと、先ほど申しましたように、イタリア刑法などはそういう形をとつておりますけれども、一方またドイツ刑法やスイス刑法などを見ますと、これは逆に文書偽造罪の中に入るといふやうなことで、これはその国それぞれの刑法体系の中においてこれをどういふように理解するかといふことによつて決するのでございまして、日本の刑法に關します限り、この器物毀棄罪の章の中に入れますことが、体系的地位として適当のようには私どもも考えておるのでございまして。

○坂本委員 今例にあげられました住宅地の木さくなんかをこわすのは、これこそはつきりした器物毀棄罪ですよ。そういう例をとつて、わざわざこの法律を作つて五年以下の懲役に処するといふならば、これは犯罪人を作ることになるのです。個人の法益を侵害するからといふならば、やはり不動産侵害罪との關係でそこに軽重の問題が起つてくるでせう。しかし、感情のもつれなんかで境界線を取つてしまつたくらいでこんな五年以下の懲役に処する必要があると私は思ふ。そんなばかなことをするのは、これはほんとうにほんとうの思ふのです。そういうやうには文書偽造罪にしているし、イタリアは財産犯であるからといひ、日本にわざわざ今ここに——もちろん刑法改正草案の關係で、刑法全般的の改正が行なわれて、そして整備されるといふなら別でなければ、今急にこの法律を作つてやる必要はないと思ふのです。それを作るというのはいふ、いろいろ心配するやうな米田基地の境界に持つていつてやるのじやないか、かういふふうになるわけですから、今政府の御説明を聞いただけでは、私はこの法律の必要はないと思ふのです。かういふのを作らぬでも、ちゃんと国家の治安は保たれていくと思ふ。だから、この法律を今さら持つてくる必要はない、かういふふうに見えるわけですが、その点、法務大臣、いかがですか。

○井野國務大臣 どうも駐留軍の基地の問題にからんでお伺ひのようでありまふけれども、決してその点は、立法当初から、法務省としては考えておらないわけでございます。そこで、では今刑事局長がお答えした例以外にどんな例があるかと申しますと、私は農林省に長くおりましたが、農村あるいは山林關係で、いわゆる国有林野の入会権の問題があります。部落民が入会し方から、入会権を妨げるために標識をこわしたりする場合は、財産権に直接關係はなくても、やはり標識をこわすといふことに一つの罪があるわけですが、そういう事例は、山林ばかりでなく、農地の方にも、それから放牧地にもございまして、かういふやうなのが一つの例じやなかろうか、こう考へております。

○坂本委員 そうおっしゃると、私も二十まで百姓したのですが、大体境界線をとつたり、なにをするのは、やはり土地をめぐつて他人の土地を侵害するから、できる場合だと思ふのです。今の入会権の問題も、自分がそこへ入れぬから標識を損壊する場合があります。それはわかりませんが、そういうときは、やはり器物毀棄でやつて、かういふふうなまねに見るやうなことを対象にして特にこの罪で法律の規定を設ける必要はない、かういふふうにわれわれは考へるわけですが、これは対立しておりますが、水かけ論になつてなすから、この程度にしまして、最後

後に、これは大臣以外の方にはお聞きした点であります。この提案理由の説明によりますと、「現在問題となつております不法占拠のうちには、終戦直後の社会的混乱期に行なわれたものも少なくありませんが、国民生活もおおむね安定し、社会秩序も平穩に復した現在におきまして、なお同種の行為が断たない実情にあります。」、かうあるわけですが、ところが、終戦直後の混乱の際には、かういふ問題が起きたことは、これはもう各委員から質疑でわれわれも認めますし、さらに昨日の阿部委員の大臣に対する質問の際にも、社会的混乱に乗じた悪質な者に対しては処置しなければならぬ、しかしそれに対しては、また別に持たざる者の生存権、居住権の問題があるじやないか、その点についての考慮はどうかといふやうな点もありました。さらに私は社会秩序がもう十数年たちまして平穩に復した現在においては、そういう事例はないのではないかと、資料を要求いたしましたので、資料によつて資料が出ましたのが資料の六と七です。六と七が出てきたわけですが、そこでこの資料の六は、最近における不動産不法侵害關係の刑事事件として、ここにこうあげてあります。この三十五年の統計が、どうもこれは不明確です。件数は東京都が三件、大阪府が百八十三件になつておるわけですが、大阪市の百八十三件はどうか内容がわからぬわけですが、それから最初の方の不法侵害した刑事事件の例としてここにあげてあるのを見ますと、いずれも数年前の問題だけなんです。それから資料七のこの私有地の關係については、こ

れは見ましたけれども、ほとんどないやうです。だから、かういふふうな現在この法律を作りまして、提案理由の説明にもあるように、なお同種の行為が断たない実情にあるといふことは、少なくともこの資料から私は考えられないと思ふ。さらにこの法律ができた後、法の不遡及の原則によりまして、従来の悪質な者に対しては、この法律は適用にならぬわけですが、この法律ができた後、この適用ができた後に対する者に対しての適用があるわけですが、それは現在のこの資料によつては、もうほとんどない、ずつと減つては、かう言わなければならぬ。そういう場合にわざわざこの法律を作ると、過去のふちちな不法な者に対しては法の適用がありまふんから、それを反射作用として正当づけることになるわけですが、そして今後の事例は非常に少ないといふので、かういふ立法は、現在の段階では必要ないのではないかと、少なくともこの法案の提案理由の説明にあるやうなことではないか、この法律の必要はないのじやないか、かういふふうに見えるわけですが、その点はいかがですか。

○井野國務大臣 お説のように、終戦後の状態におきましては、かういふ事態も非常に多く、またその点においては同情すべき事態もあったと思ひますが、今日のやうに社会情勢が平穩になりまして、これは刑法上やはい見のさせない大きな問題だと思ふのであります。そこで事例の問題でございまして、先ほどの資料にもいろいろの計数なりあるいは事例をお示ししてございまして、特にわれわれがこの必要性を痛感

いたしましたのは、各地の商工会議所がこの問題で非常に困っておるということを感じに陳情に参ります。また私ども地方へ出張しました際にも、そういう声を多く聞きますので、社会情勢から見てこういう立法が必要だ、こう感じたわけでありました。決してその後事件が起こらぬという事は申せない、むしろ起こって困っておるという陳情をたくさん受けておるような次第であります。

○坂本委員 それで、この大阪市長を代表とする六大都市の不法占拠対策協議会、なお東京商工会議所の特別立法の要望書、こういうのがあったから今大臣がお話しになったと思うのですが、しかしこれは日本が初めて味わったあの敗戦後のどさくさに起きた問題であるし、それはだいたい悪質な者がおとりまして非常に困った点もある。しかしそれはまた地主層あるいは権利の上に眠る者に対する侵害であって、そういうのがほとんどなくなっている現在でもあります。しかしそれはこの法律が適用にならない。従って従来の悪玉はかえってこの法律で保護されて、今後この法律の適用を受ける者は非常にまれであって、そして階級的地主一方の保護になる法律になってしまうのじゃないか、こういうふうに考えられるわけですが、その点についていかがですか。

○井野国務大臣 私も地方から商工会議所の人たちが出て参りました際に、これは過去には及ばないのだぞ、今後の立法になるのだぞ、それでも必要かと申しましたら、最近においてそういう事例が相当に出てきて困っているのだ、こう申しておりました。また参議院の法務委員会の方々が大阪地方のこ

の問題についての調査に参りました。その結果、私は石原委員から聞いたのですが、最近大阪の方ではこの問題で相当困っているぞ、だからやはり何とか処置した方がいいということも、一々例をあげてそのときお話しがございましたようなわけで、決して最近においてこういう事例がなくなっておるということはない、やはり相当数起こっておるとわれわれは認識してこの立法をいたしました次第でございます。

○坂本委員 これで終わりますが、今大臣のおっしゃったような資料に基づいてわれわれは検討して、さらにまた現在そういう問題が起きやしないかというので、政府当局に資料をお願いしたので、その資料によつてはどうも見受けられない。それから商工会議所その他が陳情して立法を要求するけれども、その立法ができて、困っておるのは過去のことであつて、この法律の適用は受けない。だから提案理由に説明されているようなことと実際は違ふのじゃないか。従つて、結論としては、もうこの法律はおしまい。作ると過去のふらちな者を擁護することになる。だから今後は民事訴訟法の促進その他の方法でこれを処理すべきものであつて、あらためて不動産侵害罪あるいは境界標の損壊罪というのを認める必要はないじゃないか、こういう結論を、この審議と資料によつて出したので私は質問するわけですが、どうも大臣の答弁されるのと全然違ふようですが、あらためて見解を承つて質問を終わりたいと思ひます。

○井野国務大臣 今申し上げました通り、坂本委員と私とは実は見方が違ふわけでございます。私も、実際

に地方の声なり、また実情を見まして、この法律が必要であると考えましたので、提案をいたしましたような次第でございます。

○瀬戸山委員長 大野幸一君。――大野君に申し上げますが、お約束ですから、五分間以内にお願ひします。

○大野(幸)委員 他の法律と違つて、刑法は適用する人が第一線の巡査なんです。ですから、これはわかり切つたようなことですが、念のために一つ質問しておきたい。

この法律は、天災地変とか大火事とかいうようなことがあつて、罹災者が一時的に他人の土地を使用する場合、あるいは公共物に立ち入つて避難、生活する場合などは、領得の意思がないので、当然本条は適用されないものだと思ひますが、その理解してよろしいですか。

○井野国務大臣 そういう場合は、多々緊急避難の場合だと思ひます。それから、この法律の適用はないものと解釈いたしました。

○大野(幸)委員 私の質問はこれだけです。

○瀬戸山委員長 本案につきましては、理事会の申し合せによりまして、質疑を結局いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○瀬戸山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○瀬戸山委員長 本案につきましては、日本社会党の菊地善之輔君外六名より、民主社会党の大野幸一君外二名

より、それぞれ修正案が提出されております。

刑法の一部を改正する法律案に対する修正案

刑法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二百六十二条ノ二の改正規定に關する部分を削る。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

刑法の一部を改正する法律案に対する修正案

刑法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二百三十五条ノ二の改正規定中「十年以下」を「五年以下」に改める。

第二百六十二条ノ二の改正規定中「境界標を他人ニ不利益ヲ与フル目的ヲ以テ境界標」に、「五年以下」を「三年以下」に改める。

○瀬戸山委員長 これより両修正案について順次趣旨弁明を聴取することといたします。まず菊地善之輔君。

○菊地委員 日本社会党を代表いたします。刑法の一部を改正する法律案に対する修正案を提出いたします。まず第一に、その案文を朗読いたします。

刑法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二百六十二条ノ二の改正規定に關する部分を削る。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

要するに、本案のうちの刑法第二百三十五条ノ二の不動産侵害罪に對しましては、本法案のままといたしまして、同法第二百六十二条ノ二の境界標損壊罪の規定を削除せんとするものでござい

ます。

その修正の理由を申し上げます。

第一点は、刑法第二百六十一条の器物損壊罪によつて十分その目的を達せられるから、新しく本条のごとき規定を必要としないというのが第一の理由でございます。刑法は明治四十一年十月一日より施行せられ、今日まで五十年間何らの不都合なく経過したのであつて、このこと自体、本案のごとき規定の必要がなく、前述の器物損壊罪で十分であるということと雄弁に物語るものであるであります。本法案の規定するところの「境界標ヲ損壊、移動若クハ除去シ」とあるが、いずれも器物損壊罪に該當するものである。

「移動若クハ除去」も境界標の用を失わせるものであるから、法律解釈上当然損壊に該當するのであります。また法律案の逐条の説明によれば、境界標とは標識、工作物、立木等の物件をいうのであると説明せられました。けれども前述の器物損壊罪によつて処罰せられることは疑いなく、特に工作物のときは、ものによつては建造物損壊罪を適用せられるものであります。また、「其他ノ方法」について例示して御説明があつたのでございますが、その説明によりますれば、境界を流れる川の水流を變えたりとか、境界にあるみぞを埋めるなどの行為を例示しており

ますが、いずれもこれは土壌の損壊をなしたものでありますから、現行法の二百六十一條のいわゆる「前三条二記載シタル以外ノ物ヲ損壊」したるものとして処罰の対象となることは明らかでございます。

以上の通り、新たに設けんとした第二百六十二條の二はすべて現行法によつて犯罪となり、その目的が達せられるのであるから、無用の規定に帰するものであります。政府があえて本規定を置かんとする理由は那邊にあるか、われわれは納得できません。他に何らかの意図があつてこの法案を作るのだというふうな考え方も国民の中にあり得ることでございますが、もしそうだとすれば、これは非常なる誤った考えでありまして、これは断じて許すべからざることだと思ふのであります。そういう意味合いにおきまして、この法案は削除するのが正当である。

第二点は、本法案は非親告罪としたことでございます。本法案は、戦後頻発した不動産占拠事件は別といたしまして、本条で規定してある境界の問題は、多く相隣者關係に適用されるものであります。隣保相助はわが国における古来の美風である。この精神によつて相隣關係が解決して参つたのであります。しかるに本法案は、当事者の意思を無視して、警察の介入を許し、これを起訴し、処罰することによつて父祖世代の怨恨關係を生ずることになるので、隣保相助の關係が破壊される危険性があるのでございます。政府は運営の面でこれを救い得ると説明しておりますが、遺憾ながら今日の警察官はその能力がない。しやくし定木の摘発主義を唯一の信条として居るので

ありますから、国民はこれを信頼することはできません。

しかも本法案は著しく刑罰が重過ぎるのでございます。これは何度か政府の説明を聞きまして、不動産侵害罪の予備行為として見ることができないわけではございません。予備行為とするならば、窃盗罪はこれを不問に付しておきます。窃盗罪のいわゆる未遂は罰しませんが、予備行為は罰しておきます。いわんや不動産侵害罪の予備行為といたしますならば、これは当然窃盗罪と罪質を同じくしている、あるいは刑罰を同じくしているのであるから、本法においても罰すべきでない。従つて私はこのような法律を作ることは非常な誤りであると思ふのでございます。いわんや、先ほど申し上げましたように、非親告罪として隣保相助關係の美風を破壊するようなことでもあるというところを十分考えていただきたい。

イタリア刑法は、不動産の侵害罪に、暴力、脅迫を伴わない、また武器を携帯せざる者に対しては、親告罪をもつて論じておるのでございます。これは他山の石としてわれわれは参考すべきものと考えるのであります。現行法におきましても、器物損壊罪につきましては親告罪として、この趣旨からいたしまして、本件のいわゆるこの規定は著しく刑罰が重いはかりでなく、親告罪とせず、非親告罪として、わが国古来の美風である隣保相助の精神を破壊する危険がありまうので、断じて削除すべきものであるとしかたく信ずるのでございます。

次に、附則第二項の削除の理由につきまして、さきに申し上げました境界

界標損壊罪を削除したことによりまして、当然の帰結として附則第二項も削ることになるのでございまして、これは説明の要がないと思ひます。

以上でございます。

○瀬戸山委員長 次は大野幸一君。

○大野(幸)委員 私は民主社会党を代表いたします。本案に対して一部修正を提案するものであります。

まず修正案を讀み上げます。

刑法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二百三十五條ノ二の改正規定中「十年以下」を「五年以下」に改める。

第二百六十二條ノ二の改正規定中「境界標」を「他人ニ不利益ヲ与フル目的ヲ以テ境界標」に、「五年以下」を「三年以下」に改める。

次に理由を申し上げます。いろいろ議論がなされましたが、民主社会党はこれに対して科刑の点について修正しようとするものであります。本改正案は今より十年前からすでに現在の動産窃盗とともに不動産窃盗も認めるという学説もあつたにもかかわらず、五十年間それなくして、また立法の措置もとることなくして今日に至つたのであります。そこでこれを改正しようとする場合に、動産窃盗と同じ科刑を定めることについての意義であります。またある人は動産と不動産との価値からいたしまして、むしろ動産より不動産の価格が高い場合があるという理由で、同じ十年以下の科刑を正しいと考へられる人もあります。それもまた一つの考え方でありまして、私たちが別の観点から動産と不動産との価値論をここで述べてみたいと思ふのであります。

動産は人力によつて生産もできましようし、またその生産されたものはすべて人力によるものであります。すなわち人の労働の結果であります。しかるに本法の企図する土地につきましては、これは自然に地球上の一部として存在し、人類のひとしく享有すべきものであつて、本来ならばこれはただ管理の權利をわれわれが享有しているのみであつて、その享受の權利は人類がすべて享受しなければならぬという立場であります。この世に生を受け

て、動産なくして生活ができるが、われわれが地球に立つ土地、歩く土地、生活する土地、これはみなあの管理者の土地を使用しなければならぬ。しかるに一寸の土地の所有權も持たない國民も相當するのであります。そういう立場から考へますならば、動産と不動産とを区別して考へるに何の不思議がありませんか。こういう本質的、哲學的見地からいたしまして、私たちは動産と不動産との価値において相違を認めるのであります。また、具体的にいきますれば、動産は、なるほど可動物であります。そうして容易にしばしば犯罪が行なわれるのであります。行なわれた結果は、被害者は回収困難なることが多いのであります。またそれが摩滅、消滅してしまふ場合が多いのであります。不動産の場合には、たとひ侵奪されたといふ場合であっても、それは一時的現象にすぎないのであつて、裁判その他の民事手続によつて容易に回収されるのであります。ただ、これに対しては、あるいは裁判の結果が長引くといふことを主張される人もあります。長引くところの原因を考へてみると、やはり他

に引越すところのないといふこの土地の特殊性からくるところのものであります。そういう立場から考へますれば、動産と不動産との区別をすること、また一つの手であらうかと思ふのみならず、日本においては無制限に私有制度を許容しているのではありません。大富豪は大邸宅、大庭園、大遊戯場を持つておるかたわら、その日の居住に困る土地と建物を持っていない貧困者がまだ絶えない日本であります。そういう点などを考へますと、少なくともこの土地、不動産の問題については、國家は國民に謙虚であらなければならぬ。こういう考へ方から、わが党は動産と不動産とを社會倫理に基づきまして區別するという観点からいたして「十年以下」とあるものを「五年以下」といたして、修正を提案したのであります。

また窃盗犯につきましては、過去五十年間において、裁判の結果はいろいろの判例、先例などがあります。しかしながら、新しく制定せられ、新設されました本条が適用されるに至つては、全國の裁判官は全部が常識に一致する人とも考へられないし、檢察官もわかりであります。その場合に、今までの先例をどこに求めるかといふ点においては、あまりに十年以下といふ幅の広い裁量權を持たせることは疑いがあるものであります。そもそも刑法の新しい趨勢は、裁判官にあまり幅の広い裁量權を認めるところに、控訴、上告の事件が多いのであります。できるならばこれからの刑法体制は段階的に裁判所の自由裁量權を狭めて、そうして國民にその納得を得せしめ、控訴、

的方面を考へられたのかも知れませんが、けれども、とにかく私益犯罪であるという意味におきまして、他人に不利益ヲ与フル目的ヲ以テ」と挿入したのであります。その關係から、この「五年以下」ということも「三年以下」に改めるといふように、刑をはば半減して、そうして一時これを施行して実施を試みる。あるいはまた不動産犯罪についても多くの五年では足りない刑が生じてくるではないかということもあるであります。今や日本は戦後十五年を経まして、相当治安は回復し、この初犯に当たるころの、初めて適用される事案に対して、最重刑五年をもつてするならば、相当の効果はあるものと考えますし、それ以上の科刑を課さなければならぬという

牽連犯などによって十分にその目的が達せられるのであります。刑法はなるべく罪を軽くするというのが資本主義国の謙虚なる態度であらねばならぬのであります。多くの犯罪は、全部ではないとしても、その大部分は資本主義の欠点からくるところのものであります。社会主義に移行する国に於て減少してくることは世界の示すところでもあります。われわれは今や日本の資本主義の欠点を、謙虚に国会は反省する意味におきまして、なるべく國民に對する刑罰は安きをもつて理想とする意味から本案を提出するものであります。

特に刑法は全会一致でこれが意思表示をされてこそ、私は權威あるものと認めるのであります。与党一人で刑法を改正して、刑を課して、その刑法の効力、威厳というものは保たれないのでありますので、しばしば私はまじめに自由民主党の方々にも話し合いを求めたのでありますけれども、しかし、政党政治のしからしむるところか、話し合ひなくして多数をもって可決されんとしておるのであります。今や裁判官も検察官も自民党のみを支持する人多くの人もありません。野党を支持する多くの人も、自民党のみの賛成によるところの刑法に対してどんな考えを持つてありませんように思いますので、でき得べくんば、さらに皆さんの御審議を経て、本修正案の通過するよ

○小島委員 私は自由民主党を代表いたしまして、政府原案に賛成し、日本社会党並びに民主社会党から提出されたそのそれぞれの修正案に対して反対の意を表せんとするものであります。

民主社会党修正案につきましては、窃盗罪と比較してこの刑罰が重過ぎる、というところを言われております。

けれども、何といたしまして、今日の必要上、こういう原案を出さざるを得なかつたのでありまして、窃盗罪と比較いたしまして、法案の全体から見ましても、体裁から見ましても、十年というものは必ずしも重いと感ぜられません。従ひまして、この修正について私は反対するものであります。

また二百六十二条の二の改正の問題につきましては、これを目的罪にしようとする御意向のようでございますけれども、これについては境界を不明なものと、これについては境界をらしめるということであつて、境界そのものをただこわすということではなない点において、非常にその範圍をしばつておる次第でございますからして、それ以上その範圍をしばつて参りますと、この法案を出した目的も達

たすものであります。

○瀬戸山委員長 次に坂本泰良君。

○坂本委員 日本社会党を代表いたしますして討論を申し上げます。

まず二百三十五条の二の点でございますが、現在の状態においてこの法律を作るということについては、これはいささかわれわれは疑問を持っているわけでございます。しかしながら、従来不動産窃盗罪を学説上は認めておりますが、実際の運用として、判例においてはこれを否定しておるわけであります。従って、不動産の窃盗、本案では不動産の侵奪とありますが、結局は、これは政府の答弁をお聞きしますしても、不動産窃盗についての明文を規定したものだ、こういうふうに了解をいたすわけであります。そういたしましたならば、現在、不動産窃盗罪を實際上判例で認めていないのであります。

ですが、これは先ほどわが社会党からはこの必要がない、これを削除する修正案を提出したしたわけであります。その理由は、菊地委員から提案理由として説明された通りであります。さらさらにここに一、二を付加いたしますなら

ば、不動産窃盗を二百三十五条の二として認めるならば、この二百六十二条の二は、これは未遂として処置ができる。さらに不動産窃盗を財産犯としてここに規定される以上は、その未遂を罰しており、さらに二百六十二条の二を認めることになり、予備の段階までも認める、適用範圍が非常に広くなり、ささいなことと、これについて五年以下の懲役を受けなければならない、こういうようなことになり、この二百六十二条の二は必要ない、これがなくても二百三十五条の二並びにこれによる未遂罪をもつて十分処置ができる、こういう見解に立つわけであり、二百三十五条の二については賛成いたしまして、ぜひこの二百六十二条の二

については自民党の諸君も一つわが社会党の修正案に賛成していただいて、少しも法の運用にはさしつかえありませんから賛成していただいて、この法律案を処置いたしたい、こういうふうに考えるわけでありました。

○瀬戸山委員長 大野幸一君。

○大野幸一委員 私は本案に対して反対の討論をするものであります。

すでに修正案のときにわが党の考え方を表明いたしました。しかし、不幸にして日本社会党が二百三十五条の二について十年以下を認められたということは、今の討論中明らかでありますので、はなはだ遺憾に思っています。しかし動産と不動産との本質的差異と国民の権利とを考へるならば、差異があつて当然だと思ふのであります。動産、不動産の保護は、今の建物侵入の刑法の規定によりまして、一部分は保護されておるのであります。それは建物だけではありません。邸宅に侵入したるものも保護されて、三年以下の懲役となつておるのであります。本案はそれに加えて、不法領得の意思があつた場合を窃盗として認めておるのであります。従つて、不法領得の意思なくして建物を侵害し、占拠したる場合は三年で、領得の意思ある場合は十年ということになるのであります。しかし先ほど修正案理由中に述べましたように、被害者の立場からすれば、加害者が領得の意思の有無にかかわらず、同じ立場でありまして、被害を受ける程度は同じであります。そこで訴訟法の規定によつてすみやかに回収できる権利を持つておるのであります。それを三倍以上の刑を課するということは、新設規定としてはどうしても納得できま

せんので、五年の修正案がいられない見込みを持つております民主社会党は、二百三十五条の二についても反対を表明いたしますと同時に、その権衡上二百六十二条の二についての修正のいられない見通しがありますので、反対の表明をしておきます。

○瀬戸山委員長 志賀義雄君。

○志賀(義)委員 共産党は、この不動産侵害罪を規定する刑法の一部を改正する法律案に反対します。

当法務委員会に提出された法律案がいかに不十分であり、かつ危険なものであつたかは、審議によつてもうすに明らかになつたところでありました。

第二、そもそも不動産侵害罪が起る原因は何かを考へれば、住宅並びにそれに必要な土地及び農業における零細経営から起るものであります。政府がその根本原因に対する積極的対策を講じないことが、それを助長してゐる。特に都市の住宅並びに土地についての他人の不動産を不法に領得し、それを土地と住宅に悩む生活困窮者や低所得者に不当な金で貸し付け、売り渡す営利犯が出てくるのであります。

第三、かかるに本法案ではこういう営利犯だけを取り締まることにはならず、かえつて土地と住宅の欠乏に悩む善良な人々を不法占拠を理由に苦しめる結果になるだけです。

第四、本法案は窃盗罪を併科され、十年以下の懲役という各国の立法例にもない過酷きわまる重罪の範囲に入られておられます。また未遂罪という各国に類例なれな条項も加えられております。さらに親告罪でないため、必ずや警察、検察の不当な干渉を招き、労働争議、小作争議、その他の民主的な運動に不当に拡張して解釈されて適用されていくことは火を見るよりも明らかであります。

第五、私の出ている選挙区の実例は、全国でも最もひどいものであります。が、バラックの二層の権利金や一畳の借り賃が普通の家以上に想像をこえて高くついています。要するに本法案は財産犯罪、営利犯罪の取り締まりとはならず、政府の住宅、土地政策の怠慢と無策の結果を善良な人民に転嫁することになるだけです。

第六、この際こうした悪結果を招くにすぎない改正は急がず、営利犯には他の刑法の条項及び単独法の適用を厳正にすることに定めるべきです。営利犯についてだけでも審議を尽くして他の機会に立法すべきものであると考へます。

以上六つの理由によつて、私はこの不動産侵害罪に反対します。またその理由によつて、社会党の修正案にも賛成いたしかねることを表明しておきます。

○瀬戸山委員長 これにて討論は終局いたしました。

○瀬戸山委員長 これより刑法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず日本社会党の菊地養之輔君外六名提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○瀬戸山委員長 起立少数。よつて、日本社会党の菊地養之輔君外六名提出の修正案は否決されました。

次に、民主社会党の大野幸一君外二名提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○瀬戸山委員長 起立少数。よつて、民主社会党の大野幸一君外二名提出の修正案は否決されました。

次に原案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○瀬戸山委員長 起立多数。よつて、刑法の一部を改正する法律案は原案の通り可決いたしました。

この際本案の委員会報告書の作成についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○瀬戸山委員長 御異議なしと認めました。よつて、そのように決しました。

○瀬戸山委員長 次に、法務行政及び人権擁護に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。猪俣浩三君。

○猪俣委員 質問に先立ちまして、私どもの質問いたします点について、ちよつと申し上げたいのであります。が、新潟県西頸城郡青海町という人口一万七千の小さな町におきまして、ここは富山県境に近い町でありまして、ここに黒姫山という、二百億トンに達しておるといふ石灰岩の山をかかえ、これがその町の発端でありまして、この町に古くから青海電化株式会社という会社がありまして、セメント

の製造、肥料の製造等をやつておつたのであります。ここに明星セメント会社というものが進出して参りましてから、この平和の町におきまして、幾多奇怪なる事実が起つて参つたのであります。私は主として参つた人権問題にわたる点につきまして調査を進めて参つたのであります。が、昨年の春の地方選挙におきまして、町の町政を断絶したいと考へました青海電化という営利会社が、極端なる選挙運動をやりましたことから、幾多の問題が起つて参つておるのであります。この点につきましては地方の訴えがありまして、法務省の人権擁護局も調査に乗り出されまして、詳細なる調査をしたと聞き及んでおるのであります。

そこで本日は人権擁護局長においてをいただきまして、人権擁護局の調査の結果について当委員会に御報告いたしたい、これが私の質問の中心であります。ごらんのように私も私もたくさんこういふ資料を集めております。これはまだ半分でありまして、相当詳細に研究はして参りました。およそ人権問題としても、あるいは地方の自治体のあり方といたしまして、あるいは労働行政上の問題といたしまして、またことに不可怪なる事実がたくさん起つて、これは私の選挙区であります。がために、ことに人権問題等につきまして、私自身がかなえの軽重を問われおるような始末であります。そこで私は材料なしにただいづらに声を大にすることはいかかであらうかと思ひまして、今まで当法務委員会に私自身としては質問に立たなかつたのであります。幸いにして人権擁護局に乗り

出していただきましたので、人権擁護局の御調査のなるべく詳しい御報告をいただきたい。なお今後それに対してどういうふうな処置せられるのであるか、その点についてもお考えを承りたい。

なお、最後に、地方自治体のあり方について自治庁の藤井局長、あるいは人権問題の総合的な責任者としての法務大臣の御意見も承りたいと思うのであります。

まず人権擁護局長の調査の御報告を承りたいと存じます。

○鈴木(才)政府委員 それでは私から、人権擁護局並びに新潟県の人権擁護委員との共同のもとに調査をいたしました結果を御報告いたします。これはまだ全部の調査を完了いたしておりませんので、中間的な報告と御了承願いたいのであります。

調査をいたしました人権問題は、さきに衆議院の地方行政委員会におきまして、小澤委員から「恐怖の町オオミ」という一つのパンフレットを示されまして、そしてこの中にいろいろの人権問題があるのでありますが、その一つ一つの事実を示されまして、この事実があるかないか、この事実があるとするれば、相当人権を侵害するように思われるからこういう点を調査しろ、こういうふうな御要望でございましたので、私の方では地方行政委員会において小澤委員から御指摘になりました点を重点におきまして、事実ありやなしやという点を調査をいたしました。従いまして、これから私が御報告いたしますのは、この小澤委員から指摘されました数々の人権問題についてのわれわれの調査の結果の御報告と御了承願いたいのであります。

まずこの数々の人権問題が指摘されておるのでありますが、このいろいろの人権問題が起きたその背景を少し申し述べてみたいと思うのであります。少し詳しくなるかと思いますが、御了承願いたいと存じます。まずこの問題の起きたのは新潟県西頸城郡青海町と申しますのは、富山県の境に位置いたしてございまして、一方は日本海に面し、他方は山に囲まれて平地がきわめて少なく、農業と漁業もふるわず、もともと貧乏であつたのであります。ところが青海町の背後にございまして海抜千二百二十二メートルの黒姫山は、

全山が良質の石灰岩であります。化学工業の原料として優秀なものであります。これに目をつけてまして大正十年に当時住民三千八百名の青海村に、電気化学工業株式会社が青海工場を建設いたしましたのであります。そういたしまして、青海村は電気化学工場とともに発展をいたしまして、現在は世帯数が三千五百、人口約一万七千を有する青海町となりました。右世帯の約七割までが電気化学工場に勤務いたしておるのであります。一方同町の予算はその半分以上が電化の固定資産税によつてまかなわれております。ここに、町政面では町長、町会議長とともに、町議二十六名議席のうち十四議席を電化青海工場の職員が占めており、青海町は名実ともに電化青海工場の町となつてゐると申しても言い過ぎではないと思ふのであります。

次に人権問題が発生いたしましたその経緯と概況でございますが、この人権問題が発生いたしました背後には、まず明星セメント工場誘致をめぐる一つの対立があるのであります。それは昭和

和電工、日本カーバイド、信越化学の三社は、西頸城郡黒姫山の石灰石、これは埋蔵量五百億トンといわれておるのであります。これを採取するために、昭和三十一年に、青海町に日本石灰石開発会社を設立いたしましたのであります。さらに昭和三十三年五月、石灰石採取の際に産する砕石を利用いたしまして、青海町に明星セメント株式会社の新設を計画いたしました。農地約二十万平方メートルの買収に着手いたしましたのであります。

右の動きに對しまして、電化側では青海のようにな小さな町に、一つの大セメント工場ができれば、必然的に過当競争を招き、共倒れの危険がある、北陸線の輸送力に限界がある、従業員を引き抜きなど、労働上多くの問題がある、電化は——電化と申しますのは

青海電化工場でありまして、電化は現在明星の工場予定地から約八百メートル離れた田海地内に、メラニン、塩化ビニル製造用の有機合成工場を新設中であります。これはセメント工場の粉じんをさらうので非常に迷惑する、こういうような理由をあげまして、反対に乗り出したのであります。一方明星側は、まず日本最大といわれる青海の石灰石資源を開発するのは国家的使命である。電化側の言う企業防衛は、石灰石をひとり占めしようとする独占主義の現われである、次に輸送力については、金沢鉄道局で調査した結果、まだ相当に余裕が残つておる。次に県外にある既存のセメント会社に技術援助を求めらるものであつて、労働上の問題は起らない。さらに製造工程を湿式にすれば粉じんは出ない、こういうふうな

反駁で、新設計画の強行をいたしました。まづこの対立を解決するようになつたのであります。

次に明星セメント側では、昭和三十一年に青海町が制定いたしました工場誘致条例に基づきまして、工場敷地のあつせんを町当局に申し入れたのであります。前記の通り、町政に關しましては電化が圧倒的に勢力を持つておりますので、反対意見が強く、結局結論を得るに至らず、その間昭和三十三年四月末には明星セメント誘致反対派は十九名の町議が中心となり、明星セメント設立反対同盟を作りました。

また賛成派は七名の町議が中心となつて明星セメント工場誘致促進同盟をおのおのの結成いたしました。本問題は町ぐるみの対立と紛争に発展するに至つたのであります。

さらにこの際におきまして昭和三十三年の五月二十八日に電化青海労働組の定期大会におきまして、同労働組は明星セメント誘致問題を正式に取り上げまして、その席上執行部からセメント業界が操縦の現状にあるとき、狭い青海町に明星が進出することは電化との間に過当競争を招き、そのしわ寄せは組合と家族にまで及ぶ危険がある、この際組合員の生活権擁護のために、電化経営者の企業防衛に同調して、明星セメント設置に絶対反対すべきであるとの緊急動議が提出されまして、論議の末満場一致をもつてこれを可決、この趣旨を機関誌、掲示等を通じて組合員に周知いたしましたのであります。

このよう状況の中で、昭和三十三年の十二月一日と同月二十七日の二回にわたつて電化従業員革新同盟の名で労働組の諸君に告ぐと題し、電化——

電化と申しますのは電気化学工業の略であります。電化の横暴と御用化した電化労働組に對し痛烈な批判をしたビラが青海町一帯に配布されたが、さらに職場を明るくする会という名で労働組を批判した印刷物が配布されたのであります。電化労働組では、これらのビラにつきまして、大会の決議を詳説したものであると重視し、同月二十三日中央委員会の諸機関として調査委員会を設立、右ビラの出所を調査した結果、これらの批判運動は執行委員の宮川久昭、長澤吾作、山本善一の三名が明星誘致派と氣脈を通じて行つたものと断定し、統制違反者として処罰委員会に付し、昭和三十四年四月十日第九回中央委員会におきまして組合員の権利停止一カ年に付し、会社も出動減給等の処分を行つたのであります。その後七月二十九日の電化労働組の臨時大会におきまして右三名の除名を決議いたしましたのであります。この除名決議に基づきまして会社側は労働協約第十条のユニオン・ショップを適用いたしまして、八月八日付で右の三名を解雇処分にしたのであります。そしてこの右の処分に対しまして被解雇者側は除名される覚えはないと主張いたしまして、同年九月三日新潟地裁に地位保全の仮処分の申請を行なつて、現在新潟地裁において審理中であります。こういうふうな状況のもとにおいて、労働組内において、またその労働組を支援いたした総評あるいは全労等の対立もありまして、いろいろここに人権問題が起きたのであります。

次に、具体的に小澤委員から指摘されました人権問題の点に就いてみたい

第一類第三号 法務委員会議録第二十二号 昭和三十五年四月十五日

と思ふであります。それはまず第一点は、ばく然と申しますと、信書の秘密を侵した点であります、具体的に指摘されました点はこうであります。昭和三十四年の四月三日の午後電氣化学工業株式会社——以下電化と申しますが、いわゆる電化の青海工場社宅のNという人のうちで中学三年の長女Uさんが母あての手紙を受け取ったのであります。そこに電化の守衛Kの奥さんが姿を現わしまして、その封書を渡してくれと申しました。ところがそのあて名が母となつていたので、Uさんがちやうちよしておると、あけてみなさいと言われ、何げなしに開封すると、もう見たから持つていっていいでしょう、こう言つてそれを持つていってしまった。そしてこういふことが社宅の軒並みにやられまして、集めた手紙はみな電化の社宅係に集められた、こういう点であります。

本件につきましては、関係者十四名を私の方で調査いたしましたのであります。大体判明いたしましたところは次の通りであります。それは昭和三十四年四月三日午後三時か四時ごろ電化青海工場の社宅に居住しております電化の工員長澤吾作という方の長女陽子さんが——当時十五才であります、自宅で留守番をしておるときに、同会社の守衛の奥さんが右長澤方に立ち寄りまして、右の陽子さんに向かい、陽子ちゃん、お前さんのところへも宣伝ビラがこなかったかねと尋ねまして、おらのところにもきたよと返事すると、ちよつと見せなと言つた。すると陽子は母あての封書を開封し、内容をよく確かめず、右守衛の奥さんに渡した。その奥さんはその場でその内容を見まして、同会社の悪口を書いた宣伝文であることを確かめた上、これは同会社の警備員をして上谷という方のもとにとついでおりますねえさんの方へも見せた方がよいと思ひ、陽子に向かつてもらつてもよいかねと頼み、陽子が了承したので、その封書を受け取り、近くの同会社南社宅に住む上谷トミという方のもとにおもむきまして、こんな宣伝ビラが来たよと言つて、右上谷トミに手渡したというのであります。この事実を認められるのであります。ただこの封書の差出人が何人であつたかにつきましては、関係者は現在これを記憶しておらないのであります。そして、右封書はその後どのように処分されたか明らかでございませぬ。またその桑原という方、これは同会社の守衛の奥さんであります、桑原スエ子さんが、他の何人かの指示によつて同様の封書を収集していかうかについて、今のところ確認することができないのであります。要するに、それは会社あるいは会社の住宅係の命令によつて、そういうふうな会社を誹謗するやうな文書を全部集めていたかどうか、個人あてにきたそういうふうなビラを集めていたかどうか、この点はやはり確認ができないのであります。大体右の点につきましては、このような調査の結果であります。

次に、このように軒並みに行なわれ、集められた手紙は、みな同会社の社宅係に持参されたという事実の有無についてであります、当時、明星セメント株式会社を青海町に誘致するかどうかの問題につきまして、電化青海工場は右誘致に絶対反対の立場を表明し、同会社の労働組合もこれに同調いたしましたため、右誘致賛成派と反対派が対立いたしました、青海町民も賛成、反対の二派に分かれて紛争しております。これは先ほど述べた通りであります。これに昭和三十四年四月施行の地方選挙もからみまして、両派が互いに宣伝ビラを同町民及び右電化青海工場従業員に配付し、文書その他による活発な宣伝戦を繰返してゐたのは事実であります。明星セメント株式会社誘致派から郵送等の方法により宣伝ビラ等がそのまゝ、あるいは封書によつて電化青海工場の社宅に届けられると、これを受け取つた同社住宅居住の工員たちは、同工場や同工場の方針に全面的に同調しておりました同会社労働組合の立場を敏感に察知いたしました、このような文書を受け取つても、これをそのまましておくことができず、多くの工員は、それらの文書をみずから進んで同会社の社宅係に届けておつた、こういう事実が認められておるのであります。すなわち、現在までに調査したところによりますと、同会社側の指示によつて封書等の収集等が行なわれていたと認められる明確な資料はございませぬが、前記社宅に居住しておる同会社の工員等は、同工場の誘致反対の方針を誹謗し、明星セメント株式会社の誘致を是とする宣伝文書を受け取りまして、これをだれにも告げないで、そのままにほうりつけておくと、このことがいつか会社側に知れまして、明星誘致派と何らかの連絡があるもののようにとられはしないかといふ畏怖心をみずから持つようになり、そこで会社側の誤解を避けるために、自分たちに二心なしという真情を訴えようとして、このような印刷物を受け

取り次第、みずから進んで会社の社宅係員に差し出してゐた事実は認められるのであります。その次に御指摘になりました点は、新聞の買ひ占めの点であります。これは、電化は新聞を絶えず注意して、気に食わぬ記事が載つてゐると、これを社宅に配らせない、これまで二度も買ひ占めをやつておる、こういう事実の有無を調査したのであります。右の事実の有無につきまして、関係者十四名に当たつてみました、昭和三十四年二月九日及び同月十一日付発行の新潟日報が配達されなかつたといううわさがあることは判明いたしましたのであります。右同日付の新潟日報には電化関係の記事は記載されておりましたので、結局本件事実は現在までのところこれを確認することができないのであります。

第三に、見張人に見張りをつけるという点であります。その内容は、昭和三十四年一月二日に、会社の守衛長がその部下全員を集めて、新任のあいつとして、部外者を監視せよと訓示しておりますが、同会社は町から社宅に通ずる入口の二カ所に守衛所を設け、投光器のあかりを強くして、風体の変わった者が行くと、社宅係に連絡して尾行する。社宅の四軒長屋の両側に見張りが立ち、だれがいつ入つてきたか、出たか、これをこまかに報告させた。これを怠ると逆に見張人が警告されるという二重スパイ制度があつた、こういう点であります。この点につきましてわれわれの方で調査いたしました結果、関係者約三十五名について当たつてみましたところ、昭和三十三年十二月三十日ごろ、会社正門付近守衛室におきまして、当時の警備係長からその部下である警備の責任者約六名に対し、口頭をもちまして、怪しい者を監視し、また情報を収集するよう、こういう指示をした事実はこれを認めることができるのであります。会社の南社宅に通ずる入口に社宅係員の詰所が置かれておりました、十数名の係員が昼夜三交代制によりまして勤務に服し、通行人を監視することのできる状況にあることは認めることができるのであります。風体の変つた者が同所を通行した場合、右の社宅係員がこれを尾行し、四軒長屋の両側に見張員が立ち、だれが入つてだれが出たかをこまかに報告させた等の事実があるかどうかにつきましては、現在までの調査ではこれを明らかにすることができないのであります。しかし、明星誘致派と目されております者が右南社宅におもむきまして、宣伝活動等を行つた場合、右社宅係員がこれを監視、尾行し、妨害した事実は認められるのであります。

なお本件に関連いたしました、会社の敷地外である青海町等におきまして、漸次警備員等によりまして明星派の者に対する尾行、監視が行なわれた旨を当局に訴える者が多いので、調査いたしましたところ、明星誘致派と目される者及び昭和三十四年四月施行の地方選挙において、反電化派の候補者ないし運動者と目される者に対して、昼夜を分かたず会社側従業員によつて尾行、監視がなされた疑いが濃厚であります。

次に、第四に奥さんの分も判こ押せという表題であります、こういう事実が指摘されたのであります。それは、

会社は昭和三十四年四月施行の地方選挙に際し、その従業員全員の判こをとった。ある職場で奥さんの名も署名しにくれと言われて、おかしいんじゃないか、私は会社に勤めているから判こを押すが、女房の分まで署名はできぬと言った人が、お前は明星派だと烙印を押され、のけものにされた、こういう事実であります。この点につきまして調査をいたしました、関係者五名に当たりましたが、現在までのところ、このような事実を確認することはできておりません。

第五に、電化ににらまれて店がつぶれたという点であります。この内容は、青海町の商人たちは、会社のいやらせで明日は破産させられるのではなにかと戦々きようきようのありさまで、私たちの仲間で会社になつてついたら、大損を受けた人たちがたくさんいます、年間一千万円の取引差しとめを食った小川土建、やはり年間一千万円以上の材木取引を停止された小野さん、西瀬城運送など、またパチンコ屋がにらまれてつぶれたり、文具屋が店を閉めたたりした、こういう事実であります。この点につきまして関係者五名を調査いたしました、前記小川土建であります、前記小川土建の申告により、前記小川土建の通りであります。また小川建設という名前でも土木建築業を営む青海町町会議員の小川正雄は、昭和二十六年十一月ころから会社の指名請負人となり、年間約一千万に上る取引をいたしておりましたところ、昭和三十三年四月ころ同町の議会におきまして、明星セメント株式会社も工場誘致条例によって誘致すべきである旨の緊

急動議を、八名連名をもって提出したところから反電化派とにらまれまして、同年五月ころから同会社の入札指名を受けられなくなりまして、そのため同会社の仕事は自然打ち切りとなつたといふことでもあります。また丸田組製材所という名称で製材業を営む同町町会議員の小野正徳という方は、親の代から同会社と取引をしておりましたが、明星の誘致に賛成したため、昭和三十三年三月ころ、同会社から取引停止の申し入れがあり、同年四月か、五月ころから電化との直接取引年間約一千万円、電化の御用商人といわれる田辺建設との取引年間二千万円が停止されたといふのであります。次に、西瀬城運送株式会社及び株式会社双葉商會の代表取締役、同町町会議員の西山という方は、明星誘致に賛成したところ、同会社は、明星誘致に賛成したところ、同会社の逆隣に於いて、昭和三十三年四月ころ、会社との間に期間一カ年の石灰石の運搬契約を締結いたしました、同年六月ころ一方的に会社から右契約破棄の通告を受け、そのころ同会社製品

の販売特約店として年間約四千五百万円の取引をしていた前記双葉商會に対して、同会社の製品を取り扱うことができなくなつたとそれぞれ陳述しております、その事実もわれわれの調査ではおおむね認められるのであります、ただ、こういう事情のために店がつぶれたといふ事実は、現在まで確認することはできないのであります。右のように同会社との取引を停止されたといふこと自体をもつて、直ちに人権を侵害されたといふ言ひ得ないといひました、右のような取引停止の事実は多数の同町民に知られており、そのほか同町政に会社が強力なる

勢力を扶植している事情等もありまして、町民の多くは絶えず会社側の鼻息をうかがい、思うことも容易に口には出さず、また会社側から好ましくないと人物と目されておる者との交際もみづから遠慮するといふ萎縮した心理状態にあった事実も、これを認めることができたのであります。

第六に医師が逃げ出すという点であります。この内容は、大光病院というのが約五年前に付近に建てられておつたところ、当時診療所と称していた電化病院の取り扱ひの不親切もありまして、当時はごく評判を呼んだのであります。会社はこれが気に入らなかつた、たかねがね病院の敷地をわがものに思つていたから、いつものでんぐいやらせを開始した。たとえば水道を引かせない、あの病院に行つたらいかぬと社宅中に言い渡す、それで徹夜せぬと見えて、社宅との境界線に有刺鉄線の垣を張りめぐらした、これでは幾ら仕事熱心な医者でもないや気がして逃げ出すといふもの、去年の暮れ、とうとう病院は閉鎖してしまつた、こういうような事実が記載されておるのであります。ところが、この点であります、関係者五名について調査いたしましたところ、右大光病院の経営者野中忠子は、最初歯科医を雇い、同病院の経営に当たつておりましたが、成功いたし、次いで昭和三十年五月ころ会社の南社宅隣接地に用地を求めて総合病院を建設したのであります、開業を急ぐのであつた、病院への通路も水道施設も整備しなかつたので、通路は隣接する会社所有のあき

地が利用され、また水は社宅の居住者からもらひ水をしていたようでありま

す。ところで、右野中は、昭和三十一年二月ころ、会社の社宅係長に対し、前記通路と社宅水道の病院への延長につき便宜供与方を依頼したのであります、誠意がないとして会社から拒絶されたのであります。その後大光病院では別に通路を開設し、町水道の延長工事をしてこの問題は解消したのであります。一方会社側では、昭和三十一年四月下旬ころ、大光病院と社宅間の通行によつてくずれた土手の修復工事をいたし、境界線に沿つて有刺鉄線を設置した事実は認められるのであります、会社が特にいやがらせや営業妨害をしたために医師が逃げ出したといふ事実は、現在までのところ、これを確認することができないのであります。結局大光病院は、総合病院当時の借入金や医師に対する雇用条件の違約等から医師等が長続きしませんでした、昭和三十三年夏ごろになりました、医師もいなくなつたので、経営難に陥り、結局病院を閉鎖するのやむなきに至つた、このようにわれわれは確認いたしましたのであります。

第七は、リヤカーや松葉ついで出勤という点であります。その内容は、会社には危険な職場がたくさんあり、けがをする者がひきもきらないのであります、百万時間の安全競争とかで、休みさえしなければ安全の成績に影響しないといふので、家に休んでいても痛さに変わりはないだろう、ぶらぶらにいてもいいのだから会社へ出てこなかつたといふ、にこにこげんと肩をたたく、従業員は足親指を骨折した人も、指一本切断した人も、ひざ下骨折した人も、肋骨を折つた人も、医師の休業診断が出ていても痛さにくめきながら松葉つえをつき、リヤカーに乗つて

通勤する。やむを得ず休む人は年休扱いで休む。顔を出せばぶらぶらしているわけにいかないから、傷の痛みにも顔をしかめながら働く、このような例がこの一年間だけで、うそでも何でも、五十件を下らない、こういうふうな事実であります。この点につきまして負傷した工具及び診察した医師、職場の上司等の関係者約三十名につき調査いたしましたところ、会社が休業の診断を受けた工具を強制的に就労させていた事実はこれを認めがたいのであります。しかしこれらの負傷者に対して、安全担当と称する当該職場の係員から軽作業に回してもよいからで

きるだけ出勤するようにとか、会社に出動している方が幾分でも有利だから出勤するようになどと勧奨を受けまして、そのため負傷した工具においてかなり肉体的に無理と思ひながらも出勤して、そのための事柄が見受けられるのであります。なお、かように出勤勧奨しなかつた場合におきましても、右安全担当係員の言動に影響されまして、安全週間ないし安全月間中等であります、それを気にいたしまして、職場における安全成績を低下させまいとして、相当の負傷を受けながら休業しない、自発的に同僚に背負われて出勤するとか、リヤカー、自転車の荷台に乗るとか、または松葉つえもしくは竹のつえを使用するとかいたしまして、出勤した工具の実例が相当あります。右のごく自発的に出勤した工具中には、休業した場合、昇進、昇給等に対する影響を考慮して、心ならずも出勤した事例も見受けられるのであります。また負傷した工具におきまして、年次休暇よりも公傷休業を選択しようとして、公傷休業の場合は休業災害となり、会社の安全

成績にも影響を与えるので、これまで不本意ながらも年次休暇を選び、また会社側において本人に連絡しないで年次休暇に振りかえた事例も見受けられるのであります。

次に、社宅道路の交通妨害の点であります。これは、会社の社宅に行く道路は、一般人も通行しているものであります。昭和三十四年四月施行の地方選挙の際、公明選挙宣伝用の自動車を妨害して通さなかつた。会社側の者が右道路にバリケードを設けたので、火事の際消防自動車も通行できず、ほかの道路をわざわざ遠回りしていかなくてはならない事態が起こつた、こういう点であります。私の方で関係者七名を調査いたしましたところ、昭和三十四年四月九日午後四時ごろ公明選挙の幕を張りめぐらした青海町民主化クラブ同盟の公明選挙の宣伝バスを、会社の南社宅入口付近におきまして、会社側の者により小型四輪トラックを使用して、その通行を阻止した事実が認められます。また昭和三十四年十月十一日会社従業員解雇反対総決起大会が、青海町青海川橋海岸で開催された際、そのデモ行進が会社側南社宅方面に押し寄せてくるとの情報によって、会社敷地内での双方の衝突を未然に防止するため、管理上の必要から会社側はその敷地の入口二カ所にバリケードを設置いたしましたところ、たまたま会社南社宅に近接する大沢部落内の豚小屋にばやがありまして、その際消防火に向かつた消防自動車は、社宅地域内の右道路を避けて、町道を通つて現場に向かつた模様であります。以上の事実につきましては、まず刑事上の責任の有無が問題として論じられなければ

ならないと私たちは考えるのであります。

最後に、自民党青年部結成に対する圧力という点であります。この質問の要旨は、電化青海工場経理課事務員松澤衛は、昭和三十三年暮れから同三十三年秋にかけて自民党青海町青年部の結成に努力いたしておりましたが、このことが会社の上級幹部に知られたと、さっそく呼びつけられ、種々の圧迫を加えられた。しかし右松澤は、これを押し切り、昭和三十三年十月二十六日、青海町清源寺において右支部の結成式をあげ、同支部の青年部長に就任した。ところが今度は、右松澤の妻で、当時会社の庶務係タイピストとして勤務していたミツエに対し、配置転換等のいやがらせを行ない、やむなく右ミツエは会社を退社した。こういう係者四名を調査いたしましたところ、前記の松澤衛は、昭和三十三年八月三十一日、青海町自民党青年部結成第一回準備委員会においてその準備委員長に選ばれたのであります。その後、会社幹部らは、同青年部結成の動きは、自民党青海支部長である明星誘致派の加藤義平につながる反電化的行動であると判断し、右松澤衛に対し、昭和三十三年十月十日ごろより同月二十四日ごろまでの間約四回にわたり、会社二階応接室において、同会社の経理部長、勤務係長及び社宅係長等より一時間ないし二時間くらいずつ説得されたのであります。右説得につきまして、たとえば勤務係長において右松澤に対し、自民党の支部長が明星派の加藤義平であるし、現在町は電化と明星に分かれて騒いでいるのだから、その

混乱に拍車をかけてもらつては困る、君も雇員に昇格する時期が来ているが、人間には信用が大切だ、従つて君自身の信用を落とすような行動は避けたい方がよいという趣旨のことを述べた事実があるのとあります。しかし右松澤は、前記のような説得には応じないで、十月二十六日青海町清源寺において自民党青海町青年部の結成式をあげ、次いでその第一回大会を開き、同人が同部の青年部長に就任したのであります。すると、同月二十九日ごろ、同会社のタイピストをしていた右松澤の妻ミツエがタイプ係の責任者に突然呼び出されて、事務の仕事をするように申し渡されたが、特に定まつた仕事も与えられなかつた。そのうちに会議室の掃除係を上司から命ぜられたので、くやしきのあまり同月二十六日退職願を出した事実は認められるのであります。

以上、御指摘の点について、当方においてその事実の有無を調査した結果を申し上げたのであります。以上の点につきまして、まだ全部の調査は終わっておりませんが、大体の中間報告は以上の通りであります。

ただ、私の方では、この中間報告の結果を総合いたしましたとしても、ある点におきましてこの会社の従業員の大半は社宅に住んでいる人が多いのであります。たとえば、具体的に申し上げますと、今まで読みました中の南社宅と申ししますのは、会社の敷地内、工場にすぐ隣接したところに建てられておりまして、戸数が七百六十六戸、家族数が三千六百三十六名、こういうふうになつておりますが、社宅はほとんど無料で近く、いろいろな点において工員は非常

な便宜を受けておるのであります。ただこの社宅に対する会社の管理権といふものの限度をやや越えまして、この社宅に住んでおります一般の従業員の市民としての生活と申ししますか、そういうものがやや制限を受けておる。こういうふうな点を認められるのであります。

さらにまた、この会社が町政についての支配的な力を持つてゐることは否定できないのであります。その間において多数者あるいは支配者としての一般市民に対する影響力において、その限度をやや越えたものがあるように認められるのであります。また的確な最後の結論を出すに至つておりません。

以上、御指摘の点について、御話を承りまして、これを素材として、私どももおこの法務委員会調査を進めていきたいと思つております。ですから、あなたの報告についていろいろの質疑は、次会にしたいと思つております。今報告を受けただけでもわれわれはなほだ疑問に思ふ点が多々ある。ただ申し上げたいことは、あなたの報告にありましたように、この一万七千人の人口を擁する町の一万三千名くらいは電化の従業員及びその家族であります。そこで一営利会社が地域的にその地方を独占することの弊害といふものが実に象徴的にこの町に現われているといふところに、私は特異性があると思ふのであります。今申しましたように、ここに労働組合もありますけれども、ほとんどこれは戦々きうきうとして動いておるがごとく、いやしくも会社の職制にある人に対して、会社の守衛と称する監視人に対してすら言

葉を返すことができない。それに生まれまゝと、必ず不利益を受けるという事実は枚挙にいとまがありません。そこで私どもは社会党からも二回調査に行つておりますけれども、的確な証言を得るということが困難であります。私は人権擁護局も非常に困難をきたさうと思ふ。みんな口をつぐんで言わない。それだけなおわれわれに疑惑を投げかける。今あなたの報告された十倍くらいの人権問題があるはずであります。しかし責任ある当局として当法務委員会に発表なさるには、今のような結論にならざるを得ないと思ふのであります。事実はその何ぞう倍かもあるわけでありまして、私どもはこれを警察問題にしたいと思つて、なかなか証拠がつかめないのです。みんな口を緘つて決して言わない。そのくらい非常におそれおのいておる。仲間同士が話し合つたら、それを聞いてそこへ調べに行きますと、絶対にそんなことを言つた覚えはないといつて否認する。そういう状態で、ちやうど暴力団に恐喝された人たちが口をつぐんで申告しないために警察では手が出ないのと同じ状況をここに呈しておるわけでありまして、今労働行政問題から見ても、あなたの報告から見ても、非常に問題があるわけでありまして、百万時間安全週間とやら称していますが、これは糸魚川の労働基準局をお調べにならなかつたと思つて、この労働基準局でも相当調べてあるわけですね。そうして相当調査を進めておる実情なのです。それはなお将来の問題とならうと思つて、そこで政府委員の方から出てきていただいておりますので、簡単に尋ね

いたしますけれども、昨年の四月の地方選挙におきまして、町長はちろん会社の者、二十六人の町会議員のうち実に十八人が会社に職場を持つてゐる人達、職制の人達が町会議員として出ておられます。ですから会社と中立の立場にある町会議員といふのは八人しかなく、実情でありますので、全く営利会社と町政というものが渾然一体をなしてゐる。そこらいろいろの弊害が起つておられます。私は自治庁の藤井局長にお尋ねしたいことは、一体自治庁としては、地方行政に對しましてどれだけの監督指導権があるのか。われわれの聞き及ぶところによりますと、たとえば会社の固定資産税その他の賦産税——鉱石を掘り出すと、何か税金をとるわけですが、そういうものを非常にみんなごまかしてゐる。それは税金を取り立ててゐる町と会社とが一体をなしてゐるのです。そういう面は私どもの方でも相当のものがわかつておられますけれども、なお調査を進めておられます。そこに非常に問題が横たわつてゐる。そういうことに對しまして、これはこの町のみならず、日本全国におきまして、ある強大な営利会社とその自治体をまるで支配してしまつてゐることがほかにもあるやうでございますけれども、そういうやうにある営利会社が自治体に大量進出して、地方行政が全くその営利会社の便利のために行なわれてゐるといふやうなことは、私は大きな問題であらうと思ふ。こういうことに對しまして、自治庁は何らかの指導権あるいは監督権があるのか。あるとすれば、この青海の町、これは新聞にも週刊雑誌にもいろいろ書かれて、今社

会問題になつてゐるのであります。これに對して自治庁はどういうふうな監督をされてゐるのか、あるいはされておらないのか、あるいはどういふことについて局長の御答弁をいただきたいと思ふ。

○藤井(眞)政府委員 最初に、自治庁といたしまして地方団体の行政の運営についてどのような指導監督権を持つてゐるかといふことでは、戦前、戦中、戦後の三つは、御承知のように、戦前のようないわゆる封建的監督権といふものは、地方自治尊重の建前から持つておらないのであります。ただ最小限度の監督権といふものは、ほんのこれに留保したてゐるわけでありまして、現行法上若干の点で御説明を申し上げますと、一つは、国の機関として行なう事務といふのが、府県の段階にあるいは市町村の段階にもございまして、この事務につきましては国家的な重要性がございまして、これらの事務については指揮監督権を主務大臣が持つておられます。そのほかに、町政自体の運営、いわゆる町固有の事務の運営につきましては、地方自治法の二百四十六条の二というのがございまして、ここに「内閣総理大臣は、普通地方公共団体の事務の処理又はその長の」この場合は町長でございしますが、「その長の事務の管理及び執行が法令の規定に違反してゐると認めるとき、又は確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等著しく事務の適正な執行を欠き、且つ、明らかに公益を害してゐるものがある」と認めるときは、当該普通地方公共団体又はその長に對し、その事務の処理又は管理及び執行

について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。」といふ規定があるわけでありまして、しかもこの場合における是正措置は、内閣総理大臣自身がこの是正措置を命じます権限を直接に行使することもできます。市町村の場合には、県知事にこの権限を代行せしめるといふ建前になってゐるわけでありまして、従いまして、地方自治行政の立場から見ます場合には、おきましては、この条項に該當するような事実がかりにございまして、われわれといたしましてはこの条項を発動いたしまして、是正の措置を講ずることにいたしたいといふことを考へておられます。特にこの問題は全国的にも非常に大きな問題になつておりました。われわれといたしましては、これを重大な関心を持つてゐるのでございまして、さしあたり従来地方行政委員会その他で問題にせられまして町政の運営上の問題、たとえば工場誘致条例というものがあつたにもかかわらず、明星セメントの方にはその適用を拒否してゐるといふやうな事実、あるいはたゞいま御指摘にもございまして、財産を不当に処分してゐるやうな事実があるのかないのか、さらには税金を不当に安くしてゐるといふやうな事実があるのかないのか、こういうやうな点については、県当局をしてある程度調べさせておられます。その結果につきましては、なお御要求がございすれば、わかつておる限りのことについて御説明申し上げたいと思つておられますが、全般的には、町政の運営自体については、今までわれわれが調べておりました

ところでは、目立つて違法であるといふふうに断定すべき材料というものは、今のところは出て参つておりません。ただこの町が非常に特異な町である、そのこと自体が実は選挙制度といふことになつておりました。たまたまそこに住民の過半数といふものが一特定会社の従業員、関係者であると申しましたが、それはやはり町の住民でございまして、その結果として、議員さんがある関係の人が多くなつてくるというやうなことが一面的にわれわれの方でとやかく言つてゐることでは、これは今の建前から申して適當でございませぬし、結局町政の運営自体がそのことによつてゆがめられる、あるいは特定の会社に對して非常に不當な運営措置をやつて利益を与へ、あるいは違法な事実が生じてくるということになりますれば、われわれといたしましては、町政を軌道に乗せるために適切な処置を講じたい、かように考へてゐるのであります。現在のところではそれは目立つた違法といふふうには考へられませんが、最終的には、われわれといたしましては、終始今後の町政の運営についてもきつめて重大な関心を持つて、これを見守つて参りたい。場合によつては、自治庁から直接出かけて、町政の内容等につきまして、一度調べてみてはどうかといふ考へ方を持つておる次第であります。

○瀬戸山委員長 猪俣委員に申し上げますが、実は法務大臣は所用で待つておられるのですけれども、もし質問がありまして先にお願ひいたしました

が、一言藤井さんをお願いしておきます。今あなたが最後におっしゃつたので、どうも現地においてはいろいろのデマが飛んでおります。いろいろ、どうもわれわれの耳に入つてゐる。これは政党政派を超越いたしまして、問題になつてゐるわけでありまして、そこで、もしなければならぬのです。たとへばこの町の近くに、まるで人があまり通らない御幸橋という橋——これはその奥に四十戸か五十戸の部落があるにすぎない。しかるにこのコンクリートの実に莫大の橋を町の費用で作つてゐる。ところがふしぎだと思つておるうちに、そこは会社が使つてゐるというところがわかつたわけですから、一度自治庁で調査官を派遣せられて、調査をしていただきたい。それを強くお願いいたします。これはいかがなものですか。

○藤井(眞)政府委員 最近の機会において、先刻申し上げましたように、自治庁自身としても、直接一つ調査をいたしてみたいと思つておられます。

○猪俣委員 法務大臣御所用のようでありまして、今、人権擁護局長から報告がありました。私が申しましたように、なかなか事が、その会社の労働組合がまるで会社の防衛機関たになつてしまつておりました。会社のやり方についての証拠固めが非常に困難でありますけれども、事実としてしまつては、これはもう衆目の見るところ否定したい、全く人権問題が多数発生いたしておるのであります。これはやはりあなたの所管であります。人権擁護局から、もっと徹底的に調査していただきたい。恐怖の町青海といふ

まゝでございまして、文句が出るくら

一三

いになっておるということは、私の選挙区であるだけに、私としては耐えがたいのであります。しかもこれは自民党も二つに分かれ、社会党もやはり、われわれの基盤である労働組合、私の選挙の応援をしてくれた労働組合が、今会社と一体となつておるわけであり、自民党もやはり二派に分かれておる形で、まことに町の治安が保たれておりません。何といたしまして、人権の擁護だけでもやらなければならぬことで、町の商人も会社の鼻息をうかがつておらぬと、あすからの営業に差しつかえるというやうなことで、私も、社会党で調査に町の中へ行つても、昼休みに私も休ませてくれる旅館がない、みんな体よく断わられる。社会党の調査団という、会社が手を回しているのかもしれないが、昼飯を食べるところがない、かような町の実情になつております。私どもに昼飯を食わせなかつたから人権問題というわけでもありませんが、実に極端なものであります。かようなことは、村八分が憲法違反である、人権問題であるといふごとく、商人がある営利会社の鼻息をうかがわなければ営業ができないといふ雰囲気それ自身が人権問題だと思ふのであります。これは相当今言つたやうに、町ぐるみがもう戦々きようきようといひまして、事実、真実を言ひませんから、なかなか容易であります。しかし、それでも人権擁護局というお役所が行きますと、やはり相当的確なことがつかめるかと思ひますが、これはなかなか一回や二回では真相がわからないと思ふ。それでどうか法務大臣としても、人権擁護局を頼道していただいて、もつと徹底的

に調べていただきたいと思ひますが、あなたの御意見を承りたいと思ひます。

○井野国務大臣 青海町の人の問題につきましても、過般来いろいろ問題が起きておりますことを承りました。人権擁護局からも直接調査員を派遣いたしました。実情を調査し、その結果、今局長から御報告したやうな次第でございますが、今お話のやうに、事が電化と片一方の会社との争ひでございますから、なかなか複雑な関係にございまして、お話のやうな調査もなかなか困難だと思ひます。しかし、人権に關する問題でありますから、今局長の申しましたのは、中間報告でありまして、さらに一そう新潟の本局をも督促いたしまして、調査いたしまして、そしてかりに人権侵害をするやうな事実があれば適切な処置を講じたといふ考へております。

○権保委員 そうして、これを根本的に見ますと、やはり地域社会における独占形態の弊害だと思ふのでございまして。そこで明星セメントなるものが進出をはかつておるわけでありまして。私はこゝろ資本家たちの問題については興味がないのであります。けれども、この町の現状から見ますと、やはりある営利会社のみが独占せしめておるといふことに對して、いろいろの弊害が出てきておる。これは独占禁止法違反の疑いとして、公正取引委員会でも問題になつておるはずであります。が、どうしたわけか今日まで結論を出さない。それに対してはやはいろいろの政党屋が關係しておるといふやうなところがある。ところがこの公正取引委員会もやはり多少法務省、検察庁と関

係のある委員会だ、これに對しまして、あなたが御関心を持つていただきたい、なほ今自治庁の藤井局長のお話を聞くと、結局地方行政の監督権は内閣総理大臣が持つておるやうな形に相なつておりますので、あなたも閣僚の一員として、なおその意味においてのこゝろ特殊な地方行政に對しては特別の御関心を持つていただきたい、こゝろ思ふのです。それに対するあなたの御意見を承りたい。

○井野国務大臣 御希望の点は十分承りましたので、善処いたしたいと考えております。

○小澤(貞)委員 関連して。――先ほど人権擁護局長のお話を聞いても、数々のことがあつたわけですね。たとえは不休労災、けがをしても会社で休ませないやうに勧奨する、あるいはこわがついてどうしたわけでも無理して出てくるといふことがあつたわけでありまして、その中に一点、本人が休んでおるのは、本人に通告なしに年次休暇にしてしまつたといふことがあつたかと思ひます。こゝろのことは、明らかに労働基準法違反だと思ひます。そのほか町の中でいろいろの業者が電化といふ会社になつてつくと、しまいにいいことにならないから、口をつぐんでみんな恐怖の中におるのだといふこともありました。その中で最後に総合的にこゝろの判断を鈴木擁護局長は言われたと思ひます。社宅の工員は三千六百三十六名おるのだけれども、会社から非常な便宜を受けておるが、その社宅の管理權については限度を越えておる点がある。つまり人権が制約をされておるのだ、こゝろのことが第一の結論であつたやうな気がいたします。もう

一つは、これは地方行政の關係だと思ひますが、支配者としての限度を越えているやうな点がありはしないか、これは疑問な点がある格好なんです。こゝろのやうな都合に、今までの中間報告だけでもきつめて重大な問題があるわけですが、この中で法に違反するあるいは明らかに人権が侵害されているのだ、こゝろの問題については法務省としては一体どういふ排除の措置なりをとられるわけですか。そゝろのことは直接、憲法ですか、それぞれの法律によるのですか、よくわかりませんが、排除の方法といふのは一体どうやつておるのですか。

○井野国務大臣 ただいままで中間的な調査でございまして、的確な結論を得ておりませんが、今までのやうな点におきまして、かりに労働基準法に違反しておるといふことであれば、警察の方の手をもちましてそゝろい方面を取り締まることもできます。また人権を侵害しておる事実がはつきりしますれば、刑罰の問題はございせんが、勧告なりその他の措置によりまして適當なる処置をとり得るものと思ひております。

○小澤(貞)委員 擁護局長に聞きたいのですが、この社宅の管理等は當然勧告に値するものと私は聞けたわけなんです。が、そゝろいふに解釈してよろしうございせんか。

○鈴木(才)政府委員 本件の全体の人権問題を見ますと、青海電化工場の幹部が今言いましたやうな人権問題を起すやうに指揮したかどうか、その点はつきりわかりませんが、青海電化工場自体にも今御指摘のやうな点、や人権問題について考慮すべき点があるやうに私は思ひますが、青海電化に對してどういふ点について勧告するか、まだ相當膨大な調査をいたしたので、もう少し調査その他を詳細に検討いたしまして、私どもの方のすべき措置をきめたいと思つております。勧告をすべき段階にはまだちよつと早いように考えております。

○小澤(貞)委員 数々のことがあつて、勧告に値するやうなことがあるらしいけれども、具体的にどれを指摘して勧告するかといふことでまだ悩んでおるのだ、こゝろいふに理解してよろしうございせんか。大臣、そゝろいふやうな状況ですが、すみやかに一つ具体的な勧告をやつていただくことを特別にお願いいたします。この点について大臣の所信を表明していただきたい。

○井野国務大臣 先ほど申し上げておるのが私の所信でございますから、さう御了承いただきたいと思います。

○権保委員 簡単に一つ。先ほど独占禁止の話が出ましたからお尋ねいたします。この問題が公正取引委員会に取り上げられましてから相當時間がかつておるが、いまだに何らの結論が出ない。これもこの町をいたすに懸がしておる一つの原因になつておるかと思ひます。公正取引委員会ではどういふ審理の状況になつておるのですか。相當長い間たなざらしになつておる。その間いろいろのデマが飛んでおる。何か一部の政界人によつて結論の発表が押えられておる。これは農地問題でもそうです。農林省において農林大臣の許可がおりなければならぬのが、まだ農地問題でいろいろの政

党人が中に入つて、押えておるといふやうなうわさがある。飛ばし飛んでおる。しかしこの点については小澤委員がなお質問するでありましようから私は触れませんが、一体今公正取引委員会はどういう実情になつておられますか。

○竹中説明員 公正取引委員会といつたしましてこの問題を取り扱いました。今までの経過を申し上げたいと思ひます。

独占禁止法四十五条に基づきまして、独禁法違反の行為があるという報告が公正取引委員会に提出されました。が、昨年の三月十四日でございます。

この報告に基づきまして事務局でその内容を検討しまして、内部的にこの問題を処理いたします審査官を六名指定いたしました。それが四月の七日でございます。

二十五日まで十一日間、四名の審査官を現地に派遣いたしまして、青海の電化工場を臨検検査する、あるいは参考人を呼んで審問をする、そういうことをやりまして歸つて参りました。その後さらに東京の本庁へ参考人を呼びまして、審問いたしました。それでそれ調書を作りました。そういうことで審問いたしましたのが大体三十名ござい

ます。それでその審問調書その他を整理いたしまして、審査部の方から委員会へ諮ることになるわけなんです。ござい

ますが、それを委員会に七日にかけまして、今まで委員会が審議しておるわけ

でございます。それで、事実については、大体調べる必要はもうないので、た

だ公正取引委員会が、独占禁止法を施行いたしましてもうすでに十三年にな

ります。この問題の初めに起つた問題でございまして、適用法上の解釈について、二、三非常にむずかしい問題が起つておりますので、私の方でそれを検討いたしまして、一、二の問題が片づいたのですが、最後の一つの問題が残つております。今審査部でそれを検討しております。今審査部で、これはもう近いうちに結論が出ますので、できるだけ早い機会にこれを委員会に諮りまして、最終的な委員会の態度をきめていただきたい、こ

うふううに考えております。

○猪俣委員 公正取引委員会は裁判所みたいなところですから、どうい

う結論が出るのか、出せとかいうようなことを私どもが言える筋合いではないと思ひます。ただし今の御説明におきま

しても、一年以上たつております。もうそろそろ結論を出していただかぬ

と、一体審判機関のほんとうの機能というものを発揮できないのじゃなか

うか。いいにしろ悪いにしろ、白にしろ黒にしろ、結論が出ないために非常に土地の混乱を増しておるのであります。それがいろいろの方面に反響を来

しておる。しかし私もあまり審判機関に対して催促がましいことをするとは、今までは御遠慮申し上げてお

つたのであります。幾ら慎重審議でも、もう結論が出ていい時期ではなからうか。あなたの御説明によるのも期限を言うのもどうかと思われま

すけれども、一体今月一ぱいぐらいに出るのでしうか、どうでしうか。

○竹中説明員 審査部の方の最後の法律の問題点の検討は、もうほとんど最

終の段階にきておりますので、それをまとめまして委員会に諮ることになる

のでございまして、御承知のように、最終の決定権というものは委員会に

ございまして、委員会がおきめになるので、いつきめて下さるか、これは私

どもからは申し上げることはできないのであります。私もどしどし努力いたしたいと思ひます。

○猪俣委員 これは委員会の権限でありますから、あなたは事務局として

やはりすみやかに結論が出るようにお急ぎなさらぬと、公正取引委員会自身

がいろいろうわさの種になるのです。特に政治家が介在して何か公正取引委員会を動かしているように、私はそんなこと信用しません。しませんが

れども、そういうふうになくれば長くなるほど、そういうことにならぬ

農林大臣もそうです。これももう農地事からちゃんと副申が出ています

を転換してしかるべしという副申が出ておるにかかわらず、これが農林省

行つて今日まで許可がおりない。ある代議士のごときは、おれの目の玉の黒

いうちはそういう発表をさせないん

て言つておられる。一体そういうやうなある政界人の主観によつて公

行政官庁がだらだらしておるというとは、許すことはできないと思ひ。こ

れは農林省からおいでになつておる方に小澤委員からもっと詳しく聞くでしうか、やるべきことはさつとやつてもらいたい。それを強く要望してお

き。

○小澤(真)委員 ついでですから公取にお尋ねしたいのですが、もうそれぞ

れ審査部で審査して公取委員会の方へ

回したが、ただ幾つも幾つもある件の中であつた二つだか三つだかは審査部

として適用条文のわからないのが残つておる、これを近く結論を出してそれ

から委員会にかけるようにしたい、こ

ういう御容弁だつたやうな気がするのですが、そういうことですね。

○竹中説明員 いや、そういうこと

じゃございせん、私の方の適用条文というものはこれであるといふことは大体わかつておるのです。わか

つておるわけでも、その適用条文の解釈が一つございまして、それを今検討しておりますので、その点を今検討しております

のでございまして。

○小澤(真)委員 それでは、私はし

うとなりに解釈するのですが、事務局としては独禁法のこ

ういうところに触れるのだといふこと

で出したけれども、公取委がどうい

う結論を出すかそれは別の問題として、出したことは出した、それについて

委員会はすでに七回やつておるんだ、

かしまだ一、二の疑問点があるから至急やりたい、こ

たなべ仁作と書け、二班はわたなべ仁作と書け、と決めて集団投票させ。若し渡辺仁作が落選すれば何班の誰が書かなければならぬ。『、こういうことの実事について石原長官は至急調査をいたします、よろしくしゅうございます、こういう答弁がこの議事録に載っているわけです。この結果についてはどういふ調査をされたか、選挙局長がおらないし、また担当の方がいないからわからないかもしれないけれども、それを一つ御答弁いただきたいということ、いま一つは、先ほどお配りした「恐怖の町オオミ」というのがあるんです。この六ページ目の一番下の欄の右から六行目に、『社宅内五カ所にそなえたスピーカーを利用して、会社側の候補が来る』と、『全員をそとにでて聞いて下さい』、反対派がくると、『みなさん家にはいって戸をしめなさい』。社宅の人たちは障子にうつる影にも、『お前聞いとつたろう』とあとでやられるので気をくばらねばならない。通行人も立ちどまれない。ピラを受けとるものがない。子供がピラをもらうと早速スピーカーが、『子供がピラをもらっていますから、やめさせましょう』とくくる。演説箇所を指定して、そこ以外では演説させず、そこに社宅係がどかっ」とタムロしているの誰でも近すけなかつい。』、それは公職選挙法違反じゃないか、こういうようなことも具体的に質問してあるわけです。石原長官は、それも調査いたしますと、明確に議事録にあるのです。そのほかたくさん質問しておるのですが、それについてきょう御答弁いただけますかどうか。

○藤井(貞)政府委員 実私の席上におりませんでした。が、今のような質問がございましたことについては連絡を受けて知っております。ただ、これは石原良官がお答えをいたしましたのですが、事は選挙の關係、特に選挙違反の關係で、警察の事項ではないかといふふうに思われるのであります。おそらく警察の方では調べておると思いますが、その点私具体的には聞いておりませんので、私自身としてはお答えいたす資料を持っておりません。

○小澤(貞)委員　まだお調べになっておるかおらないか、資料を持っておらないかということでありますから、この次にまた御答弁いただくことにして、その警察自体が一般会社の支配下にあるわけなんです。このことを私たちは現地に行つて痛切に感じたわけですが、警察そのものが会社の支配下にあるんだから、現地の警察ではとても調べられないということ、直接こつちでやつていただきたいということを石原長官に言つたわけですから、その点警察関係の人は至急連絡して、こういうふう具体的に申し上げていますから、調査をしていただきたいと思うのです。これは選挙の票を見れば、こういう事実があつたかなかつたかということはずぐわかるのです。「ワたなべ仁作」と書けなんというのも、その票は今でもあるんですから、調べてみればすぐわかることです。具体的に調べて後ほど御答弁をいただきたいと思ひます。

それから猪俣先生から数々の地方行政に対する一独占会社の支配について質問がありましたから、私はちやうど藤井行政局長が来ておりますときに

申し上げたいと思いますが、鉾産税といふものを納めておるわけです。この鉾産税をその町へ納める額等について疑念があるわけです。年々のことを言うとき間がかりますから、たとえば昭和三十三年は五百七十八トン何が掘っているという報告が通産省へ来ているはずですが、この条例によると、トン当たり一四町に納めなければならぬといことになっているはずであります。それを四十万しか納めてないということとであります。これはたくさんありますが、一つだけ申し上げておきます。だからこの町に対する鉾産税の納め方に違法な点、条例違反あるいは法律違反がありはしないか、こういうように具体的に数字を申し上げますので、一つこのこともお調べいただきたいと思います。

それから、これも一般町民だれもがどうも疑念を持っておりますけれども、この固定資産税、これは膨大なものだと思います。その町としては相当な財源になっているわけですが、固定資産税の評価員が、この会社、電化の人がやっておる。相当な経理に明るい人がやっているの、固定資産税の納め方とじゃわかりませんので、もう固定資産税のことはむずかしいので、こゝろいりわけですが、これは一つ具体的に、あやまちがないかどうかということとを調べていただきたいと思います。

それから、この「恐怖の町オオミ」にもありますが、石灰石の出る山を、町から年間一千円借りているわけです。それを、鉱業権ですか採掘権ですか、私はそういうむずかしいことはわかりませんが、それを電化という会社

が設定したばかりに、その九牛の一毛の、端のところごく一部を、年間五百万円、五年間二千五百万円で貸してあるわけです。そういうことは、地方自治法第二百四十六条――先ほど行政局長も言われた二百四十六条の二にこういう条文があります。「又は確保すべき収入を不当に確保せず」という条項に私は該当するような気がするわけです。そういう点。

それから、電化の工場が隣に八万坪の土地を購入して工場を立てる予定で、昭和三十二年に農林省の許可を得ました。得ましたけれども、その許可通りのようなことをやってもらない。それはあとで農地局長にお尋ねすると、町が坪当たり四百円の補助を出しているわけです。立てかえをしているわけです。坪一千七百円で買って、四百円町で立てかえか何か補助を出しているわけです。それはどういふ理由かというところ、そこに工場ができた、その固定資産税でもって埋め合わせるというふうなことでやってははずだと思ひます。このことは具体的に、経理的に間違ひがないかどうかということとです。

それから、社宅に入る道路、先ほど人権擁護局長が言われたように、これは私道ですか、公道ですか、管理権で人権侵害の問題があるのです。この私道というのは、昔町道であったのを、これを廃止してそれで何かやった、こういうふうななかなかむずかしいこととありますが、町議会において、町道廃止なんなんの議決等が具体的に示行なわれているか、もし行なわれていないとすれば、その町道に対する固定資産税というものは町へ納めていなか

ればならないはずだが、この固定資産税の状況はどうかというようなこと、まあいろいろ七つ、八つあげましたけれども、私はこれだけ具体的にここで申し上げたので、先ほど藤井行政局長が猪俣委員に御答弁になったように、地方自治法第二百四十六条の二によって、事務の違法、不当処理に対する内閣総理大臣の監督権、こういうものを一つ具体的に発動をして、これは新潟県知事に頼んでおくということではなくて、先ほども直接行ってみたいというよりなお考えもありますので、二百四十六条の二の内閣総理大臣の監督権を発動して、一つ御調査をいただきたい、こういうことをお願いしたいのですが、一つお答えをいただきたいと思っています。

○藤井(員)政府委員　今さらに具体的な問題の御指摘がございましたが、先刻御答弁申し上げましたように、自治庁としても、直接に本件については近く調査いたしてみたいと考えておりますので、今のような事項も念頭に置きまして、それらの点をはつきりさせた上で、監督権の発動その他のことについては総合的に考えてみたいと思っております。

○小澤(員)委員　それじゃ、自治庁は二百四十六条の二を発動してやっていただけていますから、けっこうです。

次は、農地局管理部長にお尋ねしたいと思うのですが、まだ許可になっていない具体的な理由を一つお話しただきたいと思うのです。これは許可相当と知事が認めて意見書をつけて申請したものが、なぜまだ許可になっておらないのか。実は、公取の問題とこの農地の問題から、人権侵害を起こし、

町の不当支配を会社がやったという問題がみんな派生してきているわけですが。もとはその農地の問題であり、公取が早く結論を出さないという問題になるわけですが、なぜまだ、許可相当と認めて知事が出したものを、農林省が握りつぶしておいて許可しないのかというのを、具体的に、農地法第何条第何項によって疑念があるとか、そういう具体的な答弁をしていただきたい。政治的なことじゃないですよ、事務的に御答弁をいただきたいと思ひます。私は、この前伊東農地局長が来たときに、昔の許可基準の第一項第二項はどうだ、第三項はどうだということをお尋ねして、だんだん疑念が明らかになったのですが、政治的じゃないに具体的に、これはまだ問題がほつたらかしらなっているからということでは答弁にならないと思ひますから、その点を御答弁いただきたいと思ひます。

○庄野説明員 この明星セメントの農地の転用問題につきましては、先般来、農地局長から農林水産委員会でも御答弁申し上げましたように、いろいろな問題があつたわけでございまして、また先生からも御質疑があり、それにつきましての答弁の中にもお答え申し上げた通りでございますが、現在におきましては、やはりあの当時答弁申し上げましたように、われわれといたしまして、明星セメントあるいは電化といったところの円満な話し合いがつく、また地元にもいろいろ反対がございまして、そういう面からも、農地の転用ということについて、やはりこの転用にからみまして、中には農道もあり、付近の農業等にも影響を及ぼす面があるわけございまして、そういう面につ

つきましても、いろいろ反対の陳情等も出ております。まあそういう点で、地元とも円満に話し合いがつくというふうなことが、農地の転用をしていく場合におきまして、われわれとしては一つの大きな判断の材料にいたしておるわけございまして、まあそういう点につきましても当時答弁いたしました。その後におきましても、事情は何ら変わっていないような次第でございまして、われわれといたしまして、まだ最終結論に到達していないという状況で、許可、不許可の点は決定いたしておりません。

○小澤(員)委員 これも、だんだん時局がおそくなるので、一つ御調査を願うことだけお願ひしておきたいと思ひます。

一つは、去年の三月三日だと思ひます。これは六千坪の転用ですから、五千坪までは知事の権限で許可ができるわけですが、それをこえること一千坪であります。何か工場の方から出されたものは、八千坪なんだそうですが、知事が、この余分なところはあと回しにしてということ、わざわざ削つたとして、六千坪の転用を出しました。五千坪以上五万坪までは金沢農地局長の権限であるわけですが、金沢農地局長の大槻管理部長は、三月三日、青海の役場に行つて、自分の権限に属することだから私が判断をいたします、結論をつけましようと言つて新聞発表をしていて、まあ青海町の役場で泊るところも、いろいろ政治的な圧力がかからないようにということ、わざわざ遠いところに泊つて、役場に行つて、いろいろ結論を出そう、こういうふうな段階になったときに、本省の方

から電話がいつて、その電話がもとでついにこれだけの政治問題になった。その電話がキー・ポイントなんです。そのときに、大槻管理部長は、結論を出そうということ、新聞発表までしていつて、いよいよやることになつて行つたところが、役場の山岸という総務課長が何か電話の取次をして、そして大槻管理部長が電話に出たところ、本省かどつかで電話して、きょうは結論を出さないようにということになつたらしい。それ以後こういう政治問題になつたわけですが、そのとき、大槻管理部長は、知事の申請で、金澤局長の権限にあることだから、事務的に出そうと思つていたので、農林省が差しとめまして、農林省の方に持つてきた、こういうことから重大な政治問題になつたので、その電話のあつたことは事実であるし、この前は伊東局長にもそんな質問をしたわけですが、一本本省からだが、だれの命令によつてどういふ電話をかけたか、こういう具体的なことを、この次の農林委員会で私は質問いたしますから、お答え願ひたいと思ひます。それが一点。

それからもう一つ、これも調べておいていただきたいのですが、三十二年に青海電化の八万坪は農地転用の許可になつて、その後三年ばかりほつたらかしてあるわけですが、そのときに、条件をつけて許可をしてあるわけですが、留保条件がついてゐるはずですが、これは一体その許可申請の通り実施されてゐるかどうか。それから工場が、三分の一ばかり使つて建てられつつあるようですが、この申請の変更はどういうふうに出されておるかどうか。

それから排水その他の問題等についてやはり条件等がついておりますが、一体それはどういふようなことになつておるかどうか。片方の方は、使われたいにして許可して、片方、たつた六千坪のものをどういふように農林省でわざわざ差しとめて政治問題にしたその理由について、大へん疑念があるわけですが、だからその辺を一つ詳細に調べていただいて、この次のときに御答弁をいただきたい、こういうふうに考へるわけですが、何か今の質問の点でわかっている点があつたら一つ……。

○瀬戸山委員長 小澤委員に申し上げますが、今御質疑の点は、申すまでもなく農林水産委員会の管轄になりますので、その席で答弁をしていただくようにいたしましょう。

本日はこの程度で散会いたします。
午後一時四十一分散会

〔参照〕
刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕

法務委員会議録第十九号中正誤

八二 行 誤 兼子 正

昭和三十五年四月二十一日印刷

昭和三十五年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局